

# 厚生文教委員会記録

とき 令和7年12月5日

国分寺市議会

## 厚生文教委員会

令和7年12月5日（水）

### ○ 出席委員

委員長	皆川りうこ
副委員長	鳥居あかね
委員	高野ふみお
	松岡まり
	田中政義
	星いつろう
	木島たかし

### ○ 審査事項

- 1 議案第83号 国分寺市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例を廃止する条例について
- 2 議案第84号 国分寺市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例について
- 3 議案第85号 国分寺市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第86号 国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第87号 国分寺市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 6 議案第88号 国分寺市立学童保育所条例の一部を改正する条例について
- 7 議案第91号 国分寺市立教育センター条例の一部を改正する条例について
- 8 議案第94号 令和7年度国分寺市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第98号 工事請負契約の一部変更について
- 10 議案第99号 指定管理者の指定について
- 11 議案第100号 指定管理者の指定について
- 12 議案第101号 指定管理者の指定について
- 13 議案第110号 令和7年度国分寺市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 14 議案第111号 令和7年度国分寺市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 15 議案第112号 令和7年度国分寺市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 16 調査 学童保育所の整備について

R 7 . 6 . 5

### 《報告事項》

- (1) 応急援護資金貸付事業について
- (2) 国分寺市災害医療救護計画・国分寺市災害時保健活動計画の策定について

- (3) 国分寺市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について
- (4) 国分寺市健康ポイントアプリについて
- (5) 国分寺市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画の策定について
- (6) 令和7年10月1日付けの児童生徒数等推計と同推計を踏まえた市立小学校及び中学校の35人学級の実施に係る対応について
- (7) 令和6年度第2次国分寺市教育ビジョンに基づく主要施策の点検及び評価について
- (8) 第3次国分寺市教育ビジョン子ども版について
- (9) 国分寺市特別支援教育推進委員会の最終報告について
- (10) 不登校児童生徒数及びいじめの件数並びに不登校支援について
- (11) その他

17 陳情第7-3号 すべての中学生が温かい給食を食べられる仕組みの検討を求める陳情

R 7. 9. 5

18 陳情第6-6号 避難行動要支援者の「個別避難計画」作成促進を求める陳情

R 6. 9. 6

19 陳情第5-3号 小中学校に特化した食育の指針の策定を求める陳情

R 5. 12. 4

午前9時30分開会

○皆川委員長 皆様、おはようございます。ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

冒頭、ふるさと文化財課長兼市史編さん室長より、病気療養のため終日欠席する旨の届出がございましたので、御報告いたします。

それでは、これよりお手元の審査事項一覧に沿いまして、議案の審査に入りたいと思いますが、ここで、本日の審査事項の順番について、委員長といたしまして、審査の都合上、一部変更を提案いたします。

初めに審査事項9番、議案第98号を審査した後、審査事項1番、議案第83号から順に審査したいと思いますのですが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 御異議なしと認め、審査の順番をさよう変更いたします。

◇

○皆川委員長 それでは、**議案第98号 工事請負契約の一部変更について**を議題といたします。

審査に当たり、出席説明員の要求についてお諮りいたします。国分寺市議会委員会条例第18条の規定により、総務部長及び契約管財課長の出席を求めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 御異議なしと認め、当委員会といたしましては、総務部長及び契約管財課長の出席を求めるといたします。

それでは、手続のため、暫時休憩いたします。委員の皆様はそのままお待ちください。

午前9時32分休憩

午前9時33分再開

○皆川委員長 それでは、委員会を再開いたします。

それでは、議案第98号について、担当より説明を求めます。

○佐藤契約管財課長 おはようございます。よろしくお願いたします。

議案第98号、工事請負契約の一部変更について、御説明いたします。

資料といたしましては、工事請負変更仮契約書の写しを提出させていただいております。

本件は、令和7年第2回定例会におきまして議決いただきました、史跡武蔵国分寺跡（僧寺地区）第一期整備工事（中枢部周辺地区〔南門地区〕）第二工区その4につきまして、工事内容の一部見直し等により金額に変更が生じたため、契約金額1億6,918万円を673万5,300円増額し、1億7,591万5,300円に変更する契約を締結させていただきたいというものでございます。

なお、令和8年2月27日までの工期につきましては変更ございません。

変更仮契約につきましては、令和7年11月11日に締結しております。

私からの説明は以上です。

○諸橋史跡整備担当課長 おはようございます。よろしくお願いたします。

資料を御確認ください。こちらは現在、整備工事を進めてございます史跡武蔵国分寺跡（僧寺地区）第一期整備工事（中枢部周辺地区〔南門地区〕）第二工区その4に係る工事請負契約の一部を変更としますのでございます。

金額等につきましては、今、契約管財課長から説明をさせていただいたとおりでございます。

整備概要、こちらにつきましても、中を御覧いただければと思います。

4番目の変更内容というところでございます。

主な変更点としまして、こちらの工事施工を進めていくに当たりまして、現場の条件ですとか、あと状況に合わせた調整、こういったものを行ったことによる増額となります。

主な変更点につきましては、お示ししたとおりとなります。

説明は以上です。御審査をお願いいたします。

○皆川委員長 担当の説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○高野委員 御説明ありがとうございました。お聞きしたい点は、議案第98号の資料の一番下の4番、変更内容の一番最後の立ち枯れた樹木の伐採というところで、伐採されたのは何本なのでしょう。

○諸橋史跡整備担当課長 こちらにつきましては、そこにあった樹木1本です。樹木の専門家の先生に見ていただいたときに、枯れてきているということでした。あと、造園の業者の方にも見ていただいたんですが、やはり、これはもう木の勢い、樹勢というんですか、そういうものが弱くなっていて、水を吸い上げられない状態で、枝の先から枯れてきているということでしたので、ちょうど工事範囲内にございましたので、伐採をさせていただきました。

○高野委員 ありがとうございます。専門家の方にも見ていただいたということで理解をいたしました。少し前から木を植えたらどうかと言っていた立場から、さらに樹木が減ってしまうということで、みどり率ですか、そういった観点からも代わりに植えることとかはされないのですか。

○諸橋史跡整備担当課長 伐採した樹木の代わりに植えることはないです。ただ、周辺の植栽等は、そういう環境をつくるような形で整備は進めております。

ただ、大きく日影ができるようなところというのは、木というのは根が張ってきますと、地下に残してある遺構等を壊してしまうという可能性も十分ございますので、そういったところは、今後も大きく育つような木を植えるということは考えてございません。

○皆川委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 では、以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 討論なしと認めます。

それでは、これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○皆川委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

総務部長、契約管財課長はここまで結構です。ありがとうございます。



○皆川委員長 では、続きまして、議案第83号 国分寺市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例を廃止する条例について及び議案第84号 国分寺市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例についてを、審査の都合上、一括議題といたします。

なお、一括議題といたしますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○皆川委員長　なお、説明及び質疑は一括にて、討論及び採決は個別に行うことといたします。

担当より説明を求めます。

○越川保険年金課長　議案第83号及び議案第84号につきましては、一括で資料を御用意しておりますので、御覧ください。

本案は、高額療養費及び出産費の資金に関する基金につき、設置当時から保険給付の対応等の変遷があり、現在においては、その役目を終了したと言えるため、廃止するというものです。

国民健康保険制度における高額療養費資金貸付と出産費資金貸付は、高額な医療費や出産費用について、被保険者の一時的な負担を軽減するために設けられた制度です。しかし、現在では両制度とも過去の償還払い方式から現物給付方式に変更となっており、制度として実質的役割を終えたと考えられています。そのため、近年、貸付けの利用実績はございません。全国的にも各自治体で順次廃止を行っております。

なお、本基金で貸付けしていた内容は、先ほど御説明したように、現在では現物給付として被保険者に給付されているものですが、それでもなお生活が苦しいという方には、医療保険制度としてではなく、社会福祉協議会の自立相談支援事業などの福祉制度を御案内することを予定しております。

説明は以上になります。御審査をお願いいたします。

○皆川委員長　担当の説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○高野委員　御説明ありがとうございました。

まず、資料の2番です。現状と実績のところ、限度額認定証制度というのがあるんですが、この限度額認定証は、今、何人くらい発行されているんでしょうか。

○越川保険年金課長　限度額認定証の発行の人数は、ちょっとこちらのほうでは把握していません。マイナ保険証を使えば、そもそも限度額認定証の提示が要らないんです。マイナ保険証を使わない方で限度額認定証が必要という方には発行いたしますが、それも必ずしも必要ではなくて、オンライン資格確認ということを経済機関の窓口で言っただけであれば、医療機関は、その方の限度額を見ることができるようになっております。現在では、紙の限度額認定証を発行する意義はほぼ失われております。

○高野委員　現場的、実務的には、医療機関で案内されることが多いという理解でよろしいでしょうか。

○越川保険年金課長　基本的には外来で使うということはほぼなくて、高額な抗がん剤の治療の場合などの薬が必要な場合以外は、1回の診療で限度額に達するということはないんです。ですので、おっしゃるように、入院するときに病院のほうでお話があるというような形です。

○高野委員　国保の加入者の方から、医療費に関する相談というのは、年に何件くらいありますか。

○越川保険年金課長　医療費が払えないという内容の御相談は、私どものほうにはございません。病院のほうにお話をなさっているのではないかと思います。

○高野委員　あともう二、三点お伺いします。

いろいろと国保の加入者で、結構対応が遅れてしまうというケースも、いろんな支援団体からは報告があって、ちょっと懸念はしているんですけど、国保法の第44条の窓口負担減免制度というのは自治体ごとにあるというのをちょっと見たんですけど、これは当市にはあるんでしょうか。

○越川保険年金課長　国保法に記載しておりますので、私どものほうの国保でも制度としてございます。ただし利用者のほう、申請者はいらっしゃいません。

○高野委員 分かりました。

あと、社会福祉協議会のほうで新しい制度を準備されるということですよ。代替の貸付金は、あるんですね。それで対応するというお話ですか。了解いたしました。すみません。

では、終わります。

○皆川委員長 ほかに質疑のある方。

○星委員 両方とも最終貸付けから大分たっているのですが、そうなんだろうと思うんですが、一応確認させていただくために質疑いたしますが、出産の場合、ちょうど昨日の新聞で、今後は分娩費用は無償化の方向ということもあったので、こことも合致しているなど思いながら新聞を読んでいたんですけども、一方で、今までということ。でも、やっぱり分娩費用が年々値上がりしていて、出産育児一時金の支払額は50万円じゃないですか。でも、昨日の新聞ですと、10年で2割上がったとかという中で、市のホームページで、ちょっとこの制度を探したんですけど、何も出てこなかったように思って、貸付けがなかった理由は、周知があまりないからかなと思いました。要するに、使うかどうかは別としても、この制度を知っているのかどうかというのはあるのかなと思ったんですけど、その辺について、どのようにお考えでしょうか。

○越川保険年金課長 実際には、もう既に出産費用の出産育児一時金のほうでお支払いをしているので、相談自体がないと思います。担保になっているお金自体を、もう既に窓口でお支払いをなさっていないので、必要がないというふうに考えております。

○星委員 出産育児一時金って50万円までですよ。それを2万円ぐらい超えたからといって、借りるかという、借りないということですね。

○木島委員 星委員の今の御指摘は、私も気にはなっていたところでした。報道がかなり出ていましたので、改めて私も、その報道でしか確認はしていませんけれども、かなり近年の出産にかかる費用がやはり高くなっているというか、特に東京都内がかなり、やっぱりどうしても、いろんな観点からだと思うんですけども、高くなる傾向があるということでした。

ただ、今後は、だから国の最終決定ではないですけども、無償化になる方向が示されているので、大丈夫かなと思うんですけど、先ほど、課長が答弁されたとおりで、相談自体がなかったということですか。適用がないということは貸付けの最終年度は分かったんですけども、活用できるかどうかとかの問合せも含めて、要するに、それぞれが現物給付の中で、実態として、そこで完結していたというふうに理解してよろしいのでしょうか。念のため確認をさせてください。

○越川保険年金課長 おっしゃるとおりでございます。

出産資金の金額は確かに上がってはいるんですが、実際に分娩にかかる費用そのものは、大きな病院で、費用、レセプトのところから見ていくと、50万円を切っているんです。何で50万円を超えるかという、そのオプションの部分のお祝い膳とか、足形の写真とか、何かいろいろとあるわけです。このあたりを含めると、結構高くなってきていて、実際に出産だけであれば、立川市にある病院などで出産なされると50万円を切る形で、50万円との差額は私どものほうから追加でお支払いしているような状態にあります。

○木島委員 よく分かりました。

今のオプションの話というのも、やはり報道でも出ていましたので、そこに付加価値を求められる方というのは、恐らくは、無償化といってもその部分は切り離して、だから今後も、一定、やはり負担をいただくべきだという考え方もあるようですので、今の御説明で大分理解できましたので、分かりました。

○皆川委員長 ほかには質疑はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 では、以上で質疑を終了いたします。

これより個別に討論及び採決を行います。

まず、議案第83号について、討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 討論なしと認めます。

それでは、これより採決をいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○皆川委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号について、討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 討論なしと認めます。

それでは、これより採決をいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○皆川委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○皆川委員長 続きまして、**議案第85号 国分寺市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例**についてを議題といたします。

担当より説明を求めます。

○越川保険年金課長 議案第85号につきましては、高齢者医療の確保に関する法律の規定において準用している地方税法の改正に伴い、公示送達に関する規定を整備するほか、所要の改正を行うというものです。

なお、議案第82号で、市税賦課徴収条例についても、公示送達に関する規定整備を上程しております。

今回の本案の上程は、それとタイミングを合わせて上程したというものになります。

公示事項については庁内で統一予定です。送達すべき書類を特定するために必要な情報としましては、後期高齢者医療に関する書類などとばかし、住所は出さず、氏名のみを公示とする予定です。

手続については、現状と同様、主管課が情報管理課へ紙ベースで申込みを行います。

説明は以上になります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○皆川委員長 担当の説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いします。

○松岡委員 よろしく申し上げます。御説明をありがとうございました。

昨日も総務委員会にて公示送達について質疑等がありまして、一定確認していたところなんですけれども、この後期高齢者医療に関しての公示送達のこれまでの実績といたしますか、こういったときにこういうことがなされるのかということをお聞きしたいと思います。

○越川保険年金課長 後期高齢者医療制度の被保険者につきましては、資格確認書などの前の保険証ですね。こういうような医療を受けるために必要な資格確認書が届かないということは、医療が受けられないということにつながりますので、私どもとしては、考え得る全ての手段で被保険者と連絡をつけるように

しております。したがって、納入通知、今回、公示の対象となるような納入通知が届かないということは非常にまれでございまして、ここ5年間は公示送達の実績がございません。

○松岡委員 分かりました。5年間は実績がないということで確認できました。

先ほどの御説明でも、もし、されるとしたら紙面のみの公示というところもありましたので、そういったところを、ぜひ、よろしく願いいたします。

○皆川委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 討論なしと認めます。

それでは、これより採決をいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○皆川委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○皆川委員長 続きまして、**議案第86号 国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例**についてを議題といたします。

担当より説明を求めます。

○千葉子ども若者計画課長 議案第86号、国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

資料を提出してございますので、併せて御覧いただければと思います。

この条例改正の契機といたしましては、令和7年4月25日に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律にて、虐待を受けた児童等への対応強化が図られたことに伴い、幼保連携型認定こども園や幼稚園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律において、入園児童虐待の防止に係る規定が創設され、児童福祉法における被措置児童等虐待と同等の虐待防止措置が講じられることになりました。

入園児虐待に当たる行為は被措置児童等虐待に当たる行為とは別に、認定こども園法第27条の2第1項に定められたところでございます。

この条例に関しましては、第3回定例会で、国分寺市子ども・子育て会議設置条例等の一部を改正する条例の中で東ねて、児童福祉法第33条の10第1項各号として条例の第25条を改正させていただいているところでございます。本来、このときに同時に今回の改正を行えばよかったのですが、その当時は国の改正がなかったため、今定例会での改正となっております。

令和7年9月10日に公布され、児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部の改正が行われ、幼保連携認定こども園は、認定こども園法第27条の2第1項各号を、幼稚園は学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号をそれぞれ引用することとなりました。これにより国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育

事業の運営の基準に関する条例において、一部改正することが必要となりました。

新旧対照表のほうを御覧いただければと思います。

今回、第25条の部分を改正をさせていただきまして、下線が引いてあります括弧の中について、文言を追記しております。この改正に伴う条例施行は公布の日からとさせていただきます。

説明は以上でございます。御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○皆川委員長 担当の説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いします。

○高野委員 御説明ありがとうございました。

この改正に当たっては、国会で附帯決議というものが出されておまして、第15条で、児童相談所の一時保護について、拡大解釈をしないようにとか、そういった指導とか行政処分の運用の在り方については、もうちょっと詳細な指針を策定して不断の見直しを行うという指摘の附帯決議がありまして、これはずっと、私、何度か、この場でも発言させていただいている児童相談所のやり過ぎ問題というですね、やらないのではなくて、やり過ぎていると。一時保護が、国連からも勧告を受けておまして、市としても、事実として、一時保護に関する訴訟があったと思いますので、この辺は十分意識を持っていただきたいという意見を持っておりますので、この附帯決議について、認識をされているかどうか、確認させてください。

○千葉子ども若者計画課長 そのような通知が出ていることは承知してございます。

○高野委員 通知も出ているわけですね。ありがとうございます。であれば、ぜひ、その通知も重く受け止めていただければと思っております。

この件に関しては、令状がないとか、子ども本人の異議の申立ての権利を、ちゃんと子どもの権利条約にもある発達に応じた意見表明権とか、そういったものが担保する仕組みがないんじゃないかと、いろんな指摘がありますので、この辺は市としても、ぜひ、認識を持って当たっていただきたいと思います。

終わります。

○皆川委員長 ほかにございませぬか。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 討論なしと認めます。

それでは、これより採決をいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○皆川委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○皆川委員長 では、続きまして、**議案第87号 国分寺市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例**についてを議題といたします。

担当より説明を求めます。

○千葉子ども若者計画課長 議案第87号、国分寺市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、でございます。

資料を御提出してございますので、併せて御覧いただければと思います。

この条例改正の契機といたしましては、令和6年の地方からの提案等に関する対応方針において、保育所等における健康診査について、ゼロ歳児から2歳児までの年齢に応じた視力・聴力等に係る健康診断の取扱いに関する調査研究の結果や乳幼児健康診査との関係性を踏まえつつ、年齢に応じた実施方法等について検討し、令和7年度中に結果を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされておりました。

これらを踏まえまして、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令が公布となりました。

国分寺市家庭的保育事業等は、利用乳幼児に対し、利用開始時に健康診断、もしくは年に2回の定期健康診断及び随時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならないことになっております。

児童相談所等における乳児または幼児の利用開始の健康診断が行われた場合であって、この健康診断が利用乳幼児に対する利用開始の健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部または一部を行わないことができましたが、今回の改正により、母子保健法第12条及び13条に規定する乳幼児に対する健康診査の内容が利用開始時の健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部または一部を行わないことができるように改正をされました。

利用開始時の健康診断として条件があった場合は、認められる健康診断の幅が広がることとなります。そして、この条件によって、園での健康診断を行わなかった場合には、その健康診断の結果を事業者はこれまでと同様に把握をしなければならないということになりました。この改正に伴う条例の施行は公布日からといたします。

説明は以上でございます。御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○皆川委員長 担当の説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いします。

○松岡委員 御説明をありがとうございました。

家庭的保育室が対象になるということですが、この改正によって、今の実施状況についても、どのような影響が起きているのかということをお聞きしたいと思います。

○千葉子ども若者計画課長 現在、家庭的保育事業者に入園が決定した場合は、入園前に健康診断を、その御家庭が嘱託医のところに行って受けていただいております。

実際に、今現在であったとしても、児童相談所に入所され、措置が決まった児童が国分寺市の家庭的保育事業者のほうに、その後、入園が決まった場合であって、健康診断の項目を省略していることはないというのは事業者のほうに確認をしております。今回、この改正があったことによって、健康診断を省略するようなことは考えていらっしゃいますかと、事業所のほうに確認をいたしましたが、やはり自分のところに入所されるお子さんのことなので、健康診断等は今までと同様に行っていきたいというような御意見は頂戴しているところでございます。

○松岡委員 分かりました。事業所のほうにも確認をさせていただいたということで、今までも省略はしていないとか、今回も省略はすることはないだろうということでした。

健康診断は、やっぱり子どもたち一人一人にとって、いろんなことを、様々な子どもの状況を知ることでは大事な事かなと思いますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

○皆川委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。  
(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 以上で質疑を終了いたします。  
討論はございますか。  
(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 討論なしと認めます。  
それでは、これより採決をいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)

○皆川委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○皆川委員長 続きまして、**議案第88号 国分寺市立学童保育所条例の一部を改正する条例について**を議題といたします。  
担当より説明を求めます。

○山元子ども子育て支援課長 それでは、議案第88号、国分寺市立学童保育所条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案は、現状、障害者枠の児童を除き、低学年児童のみを入所の対象としている公設学童保育所において、低学年児童を全入で受け入れても、なお定員に空きが生じた場合に、空いた定員枠に高学年児童を受入れることを可能とするため、国分寺市立学童保育所条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

お手元にございます委員会資料を御覧ください。

学童保育所が行う放課後児童健全育成事業の対象は、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1年生から6年生であるとされています。そうしたところ、当市の公設学童保育所では、保護者の就労支援と低学年児童の健全育成を一義として、入所を希望する低学年児童の全てを受け入れる全入制を取っていることから、登録児童数が定員を大きく上回る狭隘状況が長年の課題となっており、狭隘を解消するまでの間について、高学年児童の受入れを制限してまいりました。児童福祉法の改正により、高学年児童が学童保育所の入所対象となつてからののおおよそ10年間、公設学童保育所の整備や民設学童保育所の誘致等に関し努力を重ね、定員数を2倍以上に増やすとした結果、このたび令和8年度に開所を予定している公設学童保育所について、低学年児童を全入で受け入れても、登録児童数が定員数に満たない可能性が出てきております。そのため、空いた定員枠に高学年児童の受入れを可能とする条例改正を行いたいというものです。

次に、改正内容について御説明いたします。議案に添付しております条例の新旧対照表を御覧ください。

国分寺市立学童保育所条例第4条第1項第2号の規定にて、小学1年生から6年生とされている入所対象児童のうち、高学年児童の受入れを制限する附則第4項に、ただし書として、毎年度1月1日において、その翌年度4月1日の入所に係る入所を承認すべき申請の数が規則で定める定員に満たない学童保育所に入所しようとする者にあつては、この限りではないとする規定を加えます。これにより、空いた定員枠に高学年児童の受入れを行えるようにいたします。

最後、附則についてですが、施行日は、高学年児童受入れの可能性のある公設学童保育所の開所日に合

わせ、令和8年4月1日とし、入所申請の受け付け承認等を想定した準備行為として、条例の施行日前においても、学童保育所の入所の承認、その他必要な手続を行うことができる規定を設けております。また、高学年児童に関しては、空いた定員枠への受入れとするため、申請数が定員を上回った場合には選考を行う予定であることから、条例施行規則に入所保留に係る規定、様式を追加する整備を行います。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○皆川委員長 担当の説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いします。

○星委員 議員になった頃から4年生以上を要望したので、そうした方向に道が開けてきたなというふう  
に思いながら議案を読みました。

それで、来年4月のところから空きがあれば始めていくということで、想定されるのは、第五小と第八小で、新しく建物を造るところも含めて考えているということです。

それで、前から言われていたんですけども、空いたところで4年生以降を受入れるというよりも、新しく学童保育所をつくる場合ですね、市立の学童をつくる場合ですけども、そもそも高学年の受入れを、面積として考えながらつくっていただきたいということが、前々から受けていた声なんですけども、その辺りって、学童をつくるに当たってどのように考えるのか。空いたところじゃなくて、そもそもそこも考慮しながらというところはいかがでしょうか。

○千葉子ども若者計画課長 現在、学童保育所を設置するに当たりましては、その敷地面積に対して、できるだけ多く人員を受入れたいということで、余裕を持った建て方をさせていただいているので、敷地に対しては、建物は一番大きな状態で建てさせていただいております。

○星委員 建物は最大限に造るけども、今までも狭隘状況の解消ということになると、4年生以降の受入れは難しい建物だった。ちょっとそのことは、返答として返しておきたいと思いますが、考え方は分かりました。

あと、学童保育所条例第3条、児童に対し適切な遊び及び生活の場で児童の健全な育成を図るとありますけども、今までは4年生は民設民営の空きのあるところで受入れていただいておりますが、今後は、公設民営、公設公営のところでも空きが出たら受入れるということです。4年生以上を受入れるに当たって、何か受入れる側に求められることについて、要するに4年生以降の大きいお兄さん、お姉さんが入ってくるということで、対応には違いはないと思うんですけども、何か気をつけていこうとか、ここら辺は対応を考えていこうということはありますか。

私、前に府中市の学童保育所に見学に行ったことがあって、府中市はもう始まっていたので、4年生以降が入ってくるとリーダー格になってくれて、お兄さん、お姉さんが、もっと低学年の子たちの面倒を見てくれるよなんてお話は聞いていたんですけども、その辺り、今後、4年生以降を受入れるに当たって、学童保育所として何か特に考えていることがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○山元子ども子育て支援課長 年齢の特性に応じた保育というのは心がけていくところですが、ただ、そもそも学校等において、異年齢交流といいますか、学校自体が1年生から6年生までいらっしゃるということで、そこに関する交流については、自然に、もともと身につけているものではないかと思えます。

○星委員 おっしゃるとおりだと思います。

親の意向に沿って4年生以降も学童保育を利用する児童もいます。学童保育所って、やっぱり学年が上がっても、みんな楽しいところだと思います。ですから、4年生以降の児童が、ちょっと下の子どもたちと一緒に過ごすことになると思いますが、楽しく過ごせるようお願いしたいと思えます。

○皆川委員長　ほかにございますか。

○木島委員　基本的には、令和8年度に開設を予定している新設学童保育所ということで、これはまだ、このスケジュール表にあるとおり、低学年の、いわゆる全入と言われる子の入所児童が確定しないとという状況もあると思います。ただ、公設の学童だということなので、この間、報告をいただいている第八小学校の新たな学童ということによろしいでしょうか。もし、明確に言えるのであれば、確認をさせていただきたいと思います。

○山元子ども子育て支援課長　高学年の受入れにつきまして、今後の見込みということで申し上げますと、まず、令和8年4月入所に関して申し上げますと、第五小学区の第四日吉町学童保育所です。それ以降の見込みも含めて申し上げますと、第八小学区に令和8年12月に開所予定となります第二・第三西町学童保育所も可能性が高いと見ております。

○木島委員　そうでした。第五小学校があるんですね。第八小学校のほうは、まだ、そのしばらく先だということで、すみません、失礼しました。

様々、この間、市のほうもかなり努力をいただいて、以前の委員会の報告でも、民設民営のほうも力を入れていただいて、来年の4月開所予定ということで、たしか1か所ですかね。報告があったところですので、かなり力を尽くしていただいていることを、本当に高く評価したいと思います。

基本的には、長年来の議論を通じてということで、市としても、その必要性、要望をしっかりと踏まえていただいた上で、今回の方向性の在り方ということで明確化していただいたということで、大きな一歩なのかなというふうに評価をしているところです。

これまでの全入をしっかりと維持した上で、可能な範囲でということで、十分に理解するところですので、引き続きの努力を求めておきたいと思います。

○皆川委員長　ほかに質疑のある方。

○松岡委員　今までの質疑で一通り理解ができたところです。

簡単にお伺いしたいんですけども、毎年度1月1日の空きがあった場合に、高学年の子どもたちの選考が実施されるということなんですが、その高学年の子どもたちの御家庭とか、また、そういった対象となる方には、どのように周知だったり、お知らせされるのか、お伺いしたいと思います。

○山元子ども子育て支援課長　低学年の入所申請数が確定する年明けに、高学年の入所申請受付に関し、ホームページ、市報や、あと学童の安心でんしょばとというアプリのほうでお知らせを開始する予定でございます。

○松岡委員　分かりました。通っている方たちが対象なのかなと思っていたところがあったんですけども、広く周知はされるということでした。必要な方に届きますように、どうぞよろしくをお願いします。

○高野委員　これまでの質疑で私も理解を深めました。ありがとうございます。

定員に空きが出てきて高学年の受入れ、柔軟な対応として、一定評価ができるのかなと思ったんですが、一方で、課題とか懸念はないのかなと。先ほどの星委員もありましたけども、異年齢交流という面で、その辺は、いい面もあれば、難しい面も何かありそうだなと思っていて、自然に身につけているものというよりは、やっぱりそれなりの対応とか、準備とか、必要なのではないのかなと、ちょっと思ったんですが、その辺は施設側とか職員の方々との合意とか、準備あるいは研修など、その辺の準備の状況というのはいかがなんでしょうか。

○山元子ども子育て支援課長　こちらにつきましては、指定管理の施設になりますので、そちらの運営を

担う事業者のほうと、その点、よく話をいたしまして、また、この事業者のほうも、この後の議案で出てまいります。かなり実績があります。例えば、学童だけではなくて、児童館等の運営に関しても実績のある事業者でございまして、高学年の対応について不慣れということは決してございませんので、年齢に応じた保育というところに気をつけながら運営をしていっていただきたいというふうに考えております。

○高野委員 分かりました。また引き続きよろしく願いいたします。

○皆川委員長 ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 討論なしと認めます。

それでは、これより採決をいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○皆川委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○皆川委員長 それでは、次に、続きまして、**議案第91号 国分寺市立教育センター条例の一部を改正する条例について及び議案第101号 指定管理者の指定については**、内容が関連することから、審査の都合上、一括議題といたします。御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 それでは、担当より説明を求めます。

○豊田社会教育課長 よろしく願いいたします。

それでは、議案第91号、議案第101号につきまして、一括して御説明いたします。

まずは議案第91号、国分寺市立教育センター条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由といたしましては、地方自治法第244の2第3項の規定に基づき、国分寺市立教育センターの管理を指定管理者に行わせるため、必要があるというものでございます。

改正条例の議案資料を御覧いただければと思います。新旧対照表に基づいて、内容を順に御説明いたします。

まず、第1条でございます。

こちら地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の引用がございしますが、その引用条の見出しとして、教育機関の設置を追記するというものでございます。

次に、現行条例第7条の教育センター（新幹線資料館を除く）という記載でございますが、今回新たに追加規定する第17条で、指定管理者に管理を行わせる教育センター、こちらには新幹線資料館も含んだ管理という形になりますので、この第7条で、新幹線資料館を除く条文を限定するという規定でございます。

次に、現行条例第17条を第18条にして、第17条に新たに指定管理者による管理の規定を追加するというものでございます。

第1項は、施設に係る使用承認、使用料の収納、維持管理などの業務を指定管理者が行うということの規定してございます。

第2項は、現条例にある教育委員会と規定している部分、こちらを指定管理者と読み替える、そういった内容でございます。

それでは、改正文のほうにお戻りいただければと思います。

附則でございますが、第1項に施行期日として、指定管理が始まる令和8年4月1日から施行期日という形で定めており、第2項として経過措置、こちらを規定しているというものでございます。

続きまして、議案第101号、国分寺市立教育センターの指定管理者の指定について、こちらも御説明をさせていただきます。

こちら提案理由につきましては、地方自治法第244の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定をするため必要があるというものでございます。

指定管理者につきましては、令和7年10月21日に指定管理者候補者選定委員会を開催し、その結果、株式会社JTBコミュニケーションデザインを指定管理候補者として選定されました。その後、教育委員会において、当該事業者を指定管理者候補者として決定をし、今回、当該事業者を指定管理者に指定する議案として上程しているものでございます。

資料といたしましては、議案に添付した協定書（案）のほか、指定管理者制度の運用指針に基づき、指定管理者候補者選定委員会評価集計表、募集要項、事業計画及び企画提案書、収支計算書、人員配置計画書を提出してございます。

今回の提案までの経過について、簡単に御説明をさせていただきます。

国分寺市立教育センターにつきましては、平成6年に設置をした公の施設で、設置から30年以上が経過してございます。本年、同センター内に配置をしておりました教育委員会事務局が、この新庁舎に移転したことを機に、施設の維持管理体制についても見直すということを検討してまいりました。施設管理として、管理者が現場で適宜対応できる体制を構築させるとともに、同施設内にある新幹線資料館など、市の魅力を高める施設の活用など、民間のノウハウを活用して、施設の適正管理に加えて、施設の質そのものの向上を図るために、指定管理者制度を活用した対応の検討を進め、公募に向けた手続を進めてまいりました。

本年8月14日から募集を開始し、2者から応募がございました。10月1日に指定管理者候補者選定委員会による第1次審査、同月21日の2次審査を経て候補者が選定され、11月6日開催の教育委員会臨時会において候補者として決定をした、そういった経過でございます。

それでは、議案に添付している協定書（案）でございますが、そちらを御覧いただければと思います。

協定書（案）につきましては、市の指定管理者制度の運用指針に基づくひな形をベースに作成してございます。この本施設に係る部分について、主な内容を御説明させていただきます。

まず、配付資料全体の通し番号でございます。その通し番号の6ページを御覧ください。

第7条の指定期間でございます。本業務の指定期間につきましては、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間としてございます。

次に、同じページ、第8条の本業務の範囲でございます。指定管理者は教育センターの設備の使用承認、使用料の納入、物品の維持管理、軽微な修繕、鍵管理を含めた施設の日常管理、新幹線資料館、鉄道展示室の管理運営、施設内に配置される各関係団体との連携業務に関することなどを業務の範囲として定めてございます。

次に、12ページを御覧ください。その12ページの下段に第32条を規定してございます、指定管理費の支

払いを定めてございます。

こちらにつきましては、令和8年度は8,356万9,000円、令和9年度は8,266万6,000円支払うことを定めてございます。2年間で総計1億6,623万5,000円が指定管理料として支払うというものでございます。

次に、13ページ、第34条でございます。使用料の取扱いについて定めてございます。施設の使用料収入については徴収事務を委託することとし、当該使用料は教育委員会へ納めるものとしています。使用料の額については、教育センター条例施行規則に定めているもので、現行で定めている額と同額でございます。

今回、こちらの施設に関して利用料金制は取ってございません。

次に、17ページ、第52条です。新幹線資料館と鉄道展示室の管理につきまして定めてございます。貸出しを中心とする施設運営の中で、市の魅力を高める鉄道を基軸とした大事な資源を生かして、管理や展示等を通じて活用を図ることを定めてございます。また、その下、第53条では自主事業の実施の規定を定め、本業務の実施を妨げない範囲により、指定管理者の費用負担の中で、自主事業を実施することを認めることも定めてございます。

その後ろ、28ページから仕様書を添付してございます。こちらは各業務の細目について定めているものでございます。

次に、今回、この厚生文教委員会の提出資料、説明資料について御説明をさせていただきます。こちらでも通しページを振ってございますが、まず1ページにつきましては、指定管理者候補者選定委員会評価集計表になりますので、御確認をいただければと思います。

2ページからは、今回、この募集をした指定管理者の募集要項でございます。募集要項につきましては、7月15日から28日まで配布し、8月14日から26日まで申請書の提出期間を設けて募集を行ったというものでございます。

次に、通しページ11ページからは企画提案書を掲載してございます。こちらにも主な内容について御説明をさせていただきます。

まずは基本理念でございます。事業者による施設の現状を分析した上で、提案としては、地域活動の拠点を見据えた社会教育の始まりの場所の実現をしたいというものでございます。教育センターでの学びをきっかけに社会教育をスタートし、公民館等で行われる活動に移行できるような、そういった施設を目指したいという理念を提案として掲げてございます。

14ページ以降は団体の安定性・継続性について記載がされてございます。企業理念や沿革などが記載されておりますので、こちらは御覧いただければと思います。

続きまして、20ページでございます。運営実績でございます。当該事業者につきましては、全国において多種多様な施設運営をしてございまして、社会教育施設の管理としての実績も豊富でございます。都内においても墨田区や台東区、多摩エリアでも東久留米市の生涯学習センターなどで施設運営を行っているという実績がございます。

次に、21ページ、効率・効果的運営への取組み状況でございます。さきに御説明させていただきました実績、そしてそのノウハウを駆使して効率・効果的な運営を進めていくという内容でございます。施設スタッフの研修、効率的な人員配置などを行いながら、利用者とのコミュニケーションなどに重視した受付、そういった形での質の向上に努める運営をしていくと。また、ターゲットや目的に合わせた広報媒体の活用を行いながら、様々な方へ、この施設の興味・関心を高めるという工夫を行って、利用促進を図りたいという御提案をさせていただいているというところでございます。

次に、28ページでございます。施設管理の安全性への配慮でございます。点検業務等につきましては、現在に引き続き、包括施設管理委託事業者のほうが実施をする形になりますが、実施に当たっては、指定管理者の見地の中で調整・協力をしながら進めていくというものとしてございます。日常的な巡回についても常駐職員が常に確認をして、点検の中で潜在的な異常要因を予測・検知する、そういう予防保全の観点も持って管理していくという提案をいただいております。

次に、37ページでございます。自主事業などの提案でございます。協定書においても、本業務の実施を妨げない範囲により、指定管理者の費用負担の中で自主事業を実施することを認めることを定めてございます。当該事業者からは、関心の高く参加しやすい講座や、地域団体と連携した事業、新幹線をテーマとした講座、幅広い世代に参加いただけるような講座というポイントで、次の38ページのように、自主事業という形での提案をしてきてございます。こちらはまた、実施に当たっては、市と、市教育委員会と協議を行いながら決定をしていくというものでございます。

次に、47ページでございます。新幹線資料館及び鉄道展示室の運営業務の提案でございます。

市の魅力発信の資源の一つである新幹線技術開発の地としてのシンボルである新幹線資料館については、今回の指定管理者制度に移行する上で、その活用策という部分、期待していくものでございます。提案の中では、当該事業者の独自のPRツールなども生かした市内外に向けた広報活動や、新幹線をテーマとした講座などで、さらなる認知度を高めていくという提案をいただいております。提案いただいた内容を基本に、さらに当該施設を魅力的なものにしていけるよう、引き続き協議をしていきたいと考えてございます。

続いて、48ページからは、令和8年度からの2年間の収支計算書になります。総額で1億6,623万5,000円となります。内容につきましては、人件費、消耗品費や印刷製本、広告宣伝、システム使用料などを含めた事務費、光熱水費や委託料が含まれる管理費、一般管理費を含む、その他という内容でございます。

なお、初年度につきましては、ホームページの制作費と初期導入に係る費用を計上して提案されているというものでございます。

最後に52ページ、人員配置計画書でございます。現在、直営で今、実施をしている現場においては月額会計年度任用職員4名、時間額会計年度任用職員2名の中で、ローテーションで体制を組んで回してございます。また、この新庁舎の中にある社会教育課職員とも連携を取りながらの施設管理を進めていくという状況です。

今回、この事業者からの御提案の中の人員配置計画につきましては、施設管理者、施設管理責任者など常勤4名と、窓口対応としての非常勤6名で体制を組む予定として提案をされているものでございます。

受付職員の採用に当たっては、地域人材を積極的に雇用して、地域や施設への深い理解や愛着のある職員による親しみやすい施設運営を目指したいという提案になってございます。

企画提案等の御説明資料につきましては以上でございます。お時間いただき、ありがとうございました。

説明は以上でございます。御審査のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○皆川委員長 詳細な御説明をいただきました。

ここで、質疑を受けるに当たりまして、その前に、一定時間が経過いたしましたので、10分程度休憩といたしたいと思います。

午前10時32分休憩

午前10時44分再開

○皆川委員長　それでは、休憩を閉じまして、委員会を再開いたします。

休憩前に説明が終わっておりますので、委員の皆様で質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○高野委員　御説明ありがとうございました。

議案第101号の資料です。企画提案書の47ページ。新幹線資料館、鉄道展示室の市内外での積極的なPR活動ということで、非常に期待するところでありまして、もったいないなと常々思っていたので、ありがたいなと思っております。確認したいんですけど、この新幹線資料館って、ひかりプラザの横にあるあそこですよ。その来場者ってカウントされてきたのでしょうか。

○豊田社会教育課長　新幹線資料館につきましては、特にフリーで入れる形になっていきますので、カウントはしてございません。

○高野委員　ありがとうございます。多分カウントはされていなくて、ふらっと入ってふらっと出ていくような感じだったので、なぜかという、非常にこの事業というか取組に期待しているので、逆に言うと、効果が測定できるようにというか、これだけ頑張っていたいただいているというのが分かるようにするためには、どうしたらいいのでしょうか。分かるようにする工夫というか、何か、方策も考えてもらったほうが、指定管理者の方も、こんなに頑張って、こんなに増やしましたと言えらると思うので、その辺はいかがでしょうか。

○豊田社会教育課長　これは新幹線資料館に問わず、利用者の方の声という部分、こちらについては積極的に事業者のほうも進めていきたいということ、提案の中にも入ってございますので、その中で、新幹線資料館の利用の部分、そういったお声も聞けるような形ができればなどは考えてございます。

○高野委員　その声とか、アンケートの部分で拾っていくというお話ではありますけども、できれば客観的な数字も何かどこかで拾える仕組みというか、何か工夫をしていただければという要望でとどめます。よろしくをお願いします。

○松岡委員　御説明をありがとうございました。

まず、今回、委託期間が2年ということでしたが、その2年という理由について教えていただきたいと思えます。

○豊田社会教育課長　今回、指定管理期間は2年でございます。

教育センターにつきましては、同じひかりプラザの中に別の指定管理者が業務を行うひかりスポーツセンターもございます。このひかりスポーツセンターの指定管理者の期間が令和10年3月31日までとなっております。こちらは今後の管理について、一体的な管理の可能性という部分も検討していきたいというところもございまして、今回、スポーツセンターの指定管理の期間と合わせた2年という形で設定をしております。

○松岡委員　考え方について分かりました。じゃあ、2年後にまた考えるきっかけがあるかということかなというふうに思えます。

今、一体的管理を目指すことも考慮するということの御答弁だったんですけども、包括施設管理委託事業者であったり、ほかにもライルームや教育関係の場所であったり、国際協会などが入っていたりしますので、そういった関係性についても、やはり良好にといいますか、風通しよくしていただけたらというふうにも思っているところです。

包括施設管理委託事業者との関わりというか、そこの兼ね合いについてお聞きしたいんですけど、資

料にもありましたが、50万円未満の修繕は包括施設管理委託事業者で、軽微なものとして10万円未満は今回の指定管理者の責任で実施されるということなんですけども、この50万円未満というのは、公共施設のほうの経費のほうで対応するということになるんでしたでしょうか。教えてください。

○豊田社会教育課長　今回、包括施設管理事業者のほうに修繕をお願いするという場合は、この指定管理費ではなく、包括管理施設の、その金額のほうに含まれて執行するという形になりますので、この指定管理費とは別になります。

○松岡委員　分かりました。整理ができました。

今は新幹線資料館についてのことであったり、事業者からの提案も様々していただいて、私も期待しているところなので、先ほども言いましたが、いろいろな事業者であったり、いろんな主体が運営していると思いますので、同じ施設を共に運営していくという立場を、ぜひ、持っていただいて、お願いしたいと思います。

○皆川委員長　ほかにございませんか。

○木島委員　この施設を指定管理者制度にするということで、初めての試みですので、冒頭、課長から御説明があったところなんですけれども、指定管理者制度を今回選んだ理由を確認させてください。業務委託という考え方も、もちろん検討はされたと思うんですけども、先ほど高野委員からもあったとおり、新幹線関係のこういったまちの魅力という部分の国分寺の魅力をさらに高めるといふか、そういったことなども含めた上での、最大限、市民の皆さんに喜んでいただくための、そういう部分なのかなと思ったんですけど、改めて、その辺り、業務委託等の検討をされた経過なども、もしあれば、指定管理者制度を採用した理由について、改めて確認をさせていただきたいと思います。

○豊田社会教育課長　今回、この指定管理者制度を活用することに至った経過ですが、今、委員がおっしゃっていただいた経過というところもございまして、まず施設そのものが、もう30年が経過したという、老朽化した施設でございます。その施設維持管理を適正にやっていかなければいけない、持続的にやっていかなければいけないというところが一点、課題としてはございます。

今、正規職員でその管理を行っているところでございますが、民間企業のノウハウ、そういったところを生かして、引き続きそういう施設管理を持続的に行うことができること、そういったところは通常の委託ではない、さらにそのノウハウを活用したという視点で、指定管理を活用する部分では非常に大事な点だと思っております。

もう一点は、先ほども御意見をいただきました新幹線資料館等の、ひかりプラザを起点とした市の魅力発信という部分、こちらについても、単純な広報発信だけではなくて、民間が持つ様々な媒体、いろいろな機能というのがあるかと思っております。今回の提案であれば、東京観光情報センターを運営しているような事業者ということで、さらに市内外を超えて、市の魅力を発信できる可能性を持っているところもありますので、そういった多岐にわたるノウハウを活用するためには、通常の業務委託というよりは、さらにその民間の力を効率的に広範囲に捉えた指定管理者という形で活用することが一番ベストというところも含めて、今回、指定管理でいこうという判断をさせていただきます。

○木島委員　分かりました。

それと、すみません。そもそも論といふか、少し私が理解が足りない部分でもあると思うんですけど、先ほど御説明があったとおり、体育施設のほうは別の指定管理者がということは十分承知しています。そもそも、この教育センターのひかりプラザという、この建物の中での範囲というんですかね、体育施設は

除くというのは分かるんですけど、ほかに除外される場所とか、その辺りのイメージを教えてください。

○豊田社会教育課長　今回、指定管理者制度という形になりますので、公の施設の管理という形になります。なので、教育センターを、まずは公の施設として管理運営をしていただくという形なんですけど、ひかりプラザの中には、スポーツセンターとともに男女平等推進センターが公の施設としてはございます。また、いわゆる市史編さん室等の事務所に位置づけするものもございますので、そういった部分は公の施設という位置づけには当たりませんので、この指定管理者制度の対象外になってしまうんですけども、ただ、今回、この協定書、仕様書の中で、同じ複合施設の中というところもございますので、やはり他課、また他団体が入っているというところに関しては、完全に別というふうには扱わず、基本は連携をしながら対応していきましょうという形での協定書を位置づけてございます。この辺は運用していく中で、どういう形で一緒にやっていくのか、もしくは、単体で公の施設として、事象として起こってしまうということであれば、そこで単体で解決しなきゃいけない部分というのも生じるかと思えます。そこら辺は、その事柄ごとによって、協議をしながら運営していくという想定で、今回も考えているところでございます。

○木島委員　分かりました。相互に連携していただきながら、そういった魅力をさらに高めるといふか、市民の皆さんの満足度を高めるために、ある意味では一体的なというんですかね、そういう部分もあると思います。逆に言ったら、今までと変わらずというんですかね、守るべきところはしっかりと守っていくという姿勢も大事なのかなというふうにも思います。

それと、この第101号の説明資料の、例えば通し番号25ページに、この中で対策として、地元住民の積極雇用と書いていますよね。これはある意味では、事業者からの企画提案というか、そういうところなので、こういうところをしっかりと見たいと思います。この後、実際に運営される中で、しっかりと、その辺りが適切に行われるような、当然、国分寺市としても、こういうところも一定加味する、評価する点だと思えますので、こういうところについて、しっかりと、今後の課題だと思えますけど、確認をしっかりと取っておいてほしいというのが一点と、あと、雇用のことと言うと、ちょっとこれは質疑なんですけれども、同じ資料の39ページなんですけども、いわゆる障害者雇用の促進ということで出ています。基本的に指定管理者制度の議案が出る時は、必ずこういう部分が、触れられる部分なんですけども、いわゆる法定雇用率に比して、このグループの雇用率は高いということは分かるんですけども、これはグループ、本社という考え方ですので、じゃあ、実際に、この教育センターの業務において、この法定、障害者雇用ということが一定見込まれる余地があるのかどうか、現時点で分かる提案というものが何かあるのかどうか、確認させていただきたいと思えます。

○豊田社会教育課長　まず地域雇用の関係ですけども、こちら事業者としても、地域の人材を雇用することによって、地域の理解、また施設の理解、愛着、そういったところを重視して対応するということが事業者の提案として出ております。我々もそのとおりで思っておりますので、事業者としても、そういった地域の人材というところは積極的に雇用していきたいということは、お話の中では伺っているところでございます。我々としても、その提案にもありますので、その進捗についてはきちんと把握をしたいと思っております。

また、障害者雇用の関係ですが、今回、人員配置計画の中でも障害者を想定した形では、今、見込んでいるところでございますが、ここについては、現時点では、どういった形でどういった方を採用できるかというところは、まだ見込みは立っていないというところでございます。ただ、こちら提案の中で、そ

ういった部分もございますので、業者として、また、あの施設の運営をする視点として、いい人材としていらっしゃれば、そういった方は積極的に雇用していただきたいということは、我々のほうからも話をしていきたいなと思っております。

○木島委員　ありがとうございます。そうですね。人員配置計画書に52ページにありましたね。しっかりと反映されているというふうに理解しましたので、このあたりについても動向をしっかりと確認、運用を取ってほしいなというふうに思います。

それと、先ほどの御説明で、自主事業の件があったんですけれども、37ページです。この中に、例えば、自主事業実施のポイントの詳細ということで、大きく4点掲げられています。

市議会の中でも、今回の一般質問でも、寺嶋議員が取り上げられていましたけれども、例えば、eスポーツのことなんか、実際、この中で触れられているんですよ。特にeスポーツ事業は、高齢者の方々を中心に、ゲームと健康を掛け合わせた講座ですというふうになっていて、このあたり、何か期待できるのかなというのがあるんですが、一方で、この自主事業の詳細のほう見ると、何というか、それらしきものが反映されていないのかなとも見てとれました。国分寺市の方向性として、目指すまちの姿として、高齢者の方々を中心というのか、ある意味では、若い世代の方の利用なども含めた企画になればいいなというのか、基本的には自主事業なので、ただ、このあたりはしっかりと、そういう国分寺の考え方などもお伝えをしていただいて、本当に多くの方に喜んでいただけるような自主事業に結びつくようなお願いというのか、そういうのも、ぜひ、働きかけはしていただきたいなというふうに思うんですけど、その辺りについて、見解を求めておきたいと思います。

○豊田社会教育課長　こちら、今回、事業者のほう、自主事業という形で御提案をいただきました。

この自主事業、もちろん我々の求めている協定の内容の中で、まずはしっかりとこなしていただいた中で、さらに自主事業を運営するという、そういった定めにもなっております。

また、今回、自主事業を御提案をいただいておりますが、実際、この詳細を進めていくに当たっては、もちろん、我々、市、教育委員会等も含めて、どういった形で進めるかということは、事業者と話し合いをしながら進めていくものになるかと思っております。今、御提案いただいているような、市にこれから何か進めていくような部分について、何かプラスアルファできないかどうか、そういった可能性がないかどうかというところは、積極的に話の中で組み込んでいき、そこが実現可能ということであれば、それは言っていきたいなと思っておりますので、まずは事業者との協議の中で、こちらのほうからの意見という形で、話していきたいと思っております。

○木島委員　ぜひ、お願いします。

今、課長が答弁いただいたとおり、まずは、基本的には、この施設の維持管理も含めたことを、しっかりと業務を行っていただくということの上で、自主事業というくくりになるかと思っております。

ただ、やはりこの部分が、ある意味では、今回、先ほど冒頭、質疑もさせていただいた、指定管理者制度を国分寺市が、今回採用する一つのメリットというのか、こういった民間の事業者の知恵や御提案をいただきながら、よりよい市民サービスの提供につながることを期待したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○皆川委員長　ほかに質疑のある方。

○星委員　今、木島委員のほうから指定管理の理由ということが質疑されまして、一番に言われたのが、施設が30年なので、適切な維持管理ということで、民間企業のノウハウを生かしていくということでおつ

しゃっておられましたけども、要するに株式会社JTBコミュニケーションデザインがそういったノウハウを持っているということで、今回選ばれたと思うんですが、それだったら、全て包括的管理委託に任せないで、全てここに任せたほうがいいんじゃないかと思うんです。要するに、常駐している人のほうが、利用者の声とか働いている人の声を聞いて、施設の問題点とか改善すべき課題とか分かると思うので、ノウハウを持っているなら、こちらに任せたほうが効率的だというふうに思うんですけども。将来はスポーツセンターのほうも視野に入れているということがありましたが、将来も含めて、その辺、どのようにお考えなのか、お聞かせください。

○豊田社会教育課長　　今、包括施設管理委託のお話いただきましたが、この包括施設管理委託そのものというのは、市全体の公の施設の設備管理業務というものを統一した考え方で適切に維持・保全を行うということが、この包括施設管理委託業務だと認識してございます。なので、これまでの教育センターも含めて、市の施設事情、あとは設備の状況把握、こういったものは、やはり包括施設管理委託業者のほうは熟知しているところがございますので、その効率性、また迅速性、専門性、そういったものを踏まえた上で、そちらについては、引き続き包括施設管理委託事業者のほうに、業務としては、お願いはしていきたいと考えております。

ただ、今回、この指定管理を行うに当たって、包括施設管理委託業者に、ただ丸投げをするというわけではなくて、指定管理者としても、この施設の状況、そういったものを常に把握をして、また包括施設委託管理事業者がそういった事業を行うに当たっては、調整・連携をきちんと図るということ、そこをきちんと求めてございますので、日常の点検や巡回の中で気になった部分とかを即時に包括施設委託管理事業者のほうにも共有をしながら、お互いに連携を取って、うまく進めることで、迅速な対応というところは可能かなと思っておりますので、基本的には、その考え方で進めたいというふうに考えてございます。

○星委員　　包括的管理委託業務、公共施設の全体の話なのですが、そもそも市の職員の皆さんの、そういう管理委託、管理業務を軽減し、本来業務に集中するんだということだと思うので、そういう意味でいうと、せっかくノウハウを持っている事業者が指定管理になるのなら、ここの部分については、直営のところは、市の職員がやったところはまた別に議論がありますけども、任せてもいいんじゃないかなというふうには思いましたが、市の考えは、今、課長の言われたとおりなので、分かりました。

あと連携について聞こうと思ったんですけども、今お答えになっていましたので、そこは利用者、また働いている人の何らかの問題にならないような連携をお願いしたいと思います。

○皆川委員長　　よろしいですか。

ほかに。ありませんか。

○鳥居副委員長　　皆川委員。

○皆川委員　　今、星委員が指摘されたところで、私も気にはなったので、ぜひ、そこが二重投資のような形にならないようにお願いします。管理の部分ですね。

さらに言うと、体育施設では体育施設の管理、指定管理のところがありますし、直営のところありますので、それぞれが、もちろん連携とおっしゃいましたが、二重で同じような業務をやらないようにはしていただきたいということだけは、まずは要望しておきます。指摘に、それはとどめておきます。

あと別件なんですけど、現実、今、窓口には、体育施設の受付の窓口の指定管理者の方がいて、今、社会教育課の方はいらっしゃらないというのをお聞きしたんですけど、その辺の事務所のシェアの件に関してはどのように考えたらよろしいのか、その点について教えてください。

○豊田社会教育課長　今、ひかりプラザの窓口のところ、社会教育課の職員はおります。ただ、さっき言った会計年度任用職員が、今、対応しているところがございますので、ひかりプラザの窓口には、ひかりスポーツセンターの指定管理者の職員と、あとは当課の社会教育課の職員が今も配置をされて、それぞれの窓口対応をしているというところがございます。

今後、指定管理者に移行すれば、やはり窓口対応の業務もありますので、また、設備の状況等も、中を確認するためには、窓口の、いわゆるあの執務室の中というところが基本的な執務場所になるかなと思います。

また、場所について、どういうふうな形での配置にするかとか、そういった部分は引き続き協議して、またひかりスポーツセンターのほうの指定管理者の職員等も含めて、そこら辺はきちんと協議をしたいと思っておりますので、基本はあの場所でやるということで想定していただければと思います。

○皆川委員　分かりました。先ほど星委員もおっしゃいましたが、ほかの施設管理者がいたりとか、他課がありますので、そこはそのシェアの仕方も含めて、きちっとやっていただきたいということをお願いしたいと思います。

それと、この施設では、人権平和課であったり社会教育課、そしてまたスポーツ振興課、教育のトライルームもありますし、体育施設のほうの指定管理もあるということで、六、七つありますね、関係する課が。そういう、ちょっと本当に今までにない特殊な形になると思うんですが、定期的に協議、意見交換、情報交換を含めてやっていくことは必要なことかなと思っております。

どこかに書かれていたら申し訳ないんですけども、そのような形で、きちんと情報共有をしていく場も設ける必要があるかと思えます。その点について、いかがでしょうか。

○豊田社会教育課長　今回、提案の中で、そういったいろいろな情報共有の場というところは、事業者から提案がございます。

その協議体、会議体というのをつくるかどうかというのもあるんですけども、今も直営の中で、何かあれば、随時、いろいろな形で話し合いをしながら、対応はさせていただいているところがございますので、引き続き、それぞれの課、それぞれの団体なり施設が運営している中で、何か困った点、もしくは、こうしていきたいんだというようなところがあれば、速やかにそこは集約をして、どう対応できるかというのは検討できるように、そういった部分は引き続きやっていきたいと思っております。

○皆川委員　先ほど言い忘れましたが、人権平和課という意味では国際協会もあります。さっき松岡委員も触れていました。また、勤労者福祉サービスコーナーということで経済課も含まれますので、それぞれのところでのそごがないようにやっていただきたいと思っておりますので、併せて、当然ですが、市民の皆さんのお声も聞くという場も、場合によっては、今もされていると思いますが、そういうこともおろそかにしないでやっていただきたいということは要望しておきます。

あと、最後に一点なんですけど、こちらの企業の、資料の通し番号でいうと11ページにある基本理念。ここ地域活動の拠点を見据えた社会教育の始まりの場所であるんです。社会教育の始まりの場所なんだと思って。国分寺市は社会教育というところでは、注目を浴びている部分で公民館なわけですけども、何かこの目指す意図といいますか、何か考え方があって、こういうことなのか、ほかの施設でもこういう理念を掲げているのか、その辺、お分かりになりましたら教えてください。

○豊田社会教育課長　今回、この事業者の提案としては、社会教育の始まりの場所という御提案いただきました。そもそもの提案のきっかけとしては、国分寺市で行っている市民アンケート調査等、そういった

基本的な資料を確認をしながら、事業者として求めていくべき、目指すべき姿というのを設定したというところがございます。

特に講座や講習会など、参加した学習体験といった部分の参加率、そういった部分が率としては少なかったりとかというところが市の調査の中では出ていたりしていますので、ぜひ、この教育センターを起点に、そういったきっかけづくりをして、さらにそれが各公民館とか、そういったところで各活動につながるような、そういう場所になってほしいというところを思いを込めて、こういった企画提案中の理念として掲げているというところがございますので、一定のそういった現状の状況を理解した上で、こういった提案をしてきているというふうに認識してございます。

○皆川委員 当然、こういう提案される業者は、国分寺市ビジョンであったり、それぞれ施設の条例等も含めて、きちっとリサーチした上で提案されると思います。その中で、社会教育のこういう始まりの場というような理念を掲げるのは、初めてで、今までにはない理念だなということで、かなり、すごく国分寺市を意識しているなというのは思いました。

でも、その中に、本当に公民館というところは十分に、5館体制だということとか、いろんな、これまでの歴史も踏まえて、今、公民館と連携ともおっしゃっていましたので、やっていただきたいと思います。その点についてだけ、お願いしたいということ、一言だけいただいて、終わりたいと思います。

○豊田社会教育課長 この施設が、先ほど言ったように社会教育の始まり、きっかけになる場所、社会教育だけじゃなく、いろんな文化、いろんな活動の中のきっかけになる場所というところ、またそれが市内全体的に大きく、よい方向に広がっていけるような施設になるということ、そういった部分を目指して進めていきたいと思います。

○皆川委員長 では、ほかにはございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 では、以上で質疑を終了いたします。

これより個別に討論及び採決を行います。

まず、議案第91号について、討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 討論なしと認めます。

それでは、これより採決をいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○皆川委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号について、討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 討論なしと認めます。

それでは、これより採決をいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○皆川委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○皆川委員長 続きまして、議案第94号 令和7年度国分寺市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

担当より説明を求めます。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 議案第94号、令和7年度国分寺市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、説明させていただきます。

本案は、歳入歳出予算の総額104億5,390万7,000円に歳入歳出それぞれ1億7,400万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ106億2,790万9,000円といたしたいというものでございます。

それでは、事前に提出しております資料に沿って説明させていただきます。

今回の補正予算の内容は大きく分けて2点でございます。まず1点目としましては、令和7年度税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直しに対応するため、基幹系システムの改修が必要であり、委託料の増額補正をいたしたいというものでございます。資料の表で申しますと、右の列の上段でございます。

次に2点目は、保険給付費の増額でございます。資料の表では右の列の下段でございます。

施設介護サービス給付費につきまして、当初の見込みより増加したことから、増額補正したいというものでございます。

説明は以上でございます。御審査のほど、よろしくお願いたします。

○皆川委員長 担当の説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いたします。

○松岡委員 御説明ありがとうございました。

今の御説明の中での最後の部分ですけれども、施設介護サービス給付費の見込みより上がったということ、この内訳といいますか、具体的な内容について教えていただけたらと思います。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 こちらは施設への入所の介護サービス費なんですけれども、特別養護老人ホームや老人保健施設、介護医療院などが対象となります。

○松岡委員 今回1億7,300万円ということで、大きな増額だったと思うんですけれども、使っている方が増えたというか、入所者数が増えているのかなというふうに、これで思ったところですが、市内含めてなんですけれども、入所を待っている方たちの状況などについて、分かる範囲で教えていただけたらと思います。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 全施設に確認はしていないので、全体的なところは分からないんですけれども、幾つかの施設にお伺いしたところ、入所を待っている方は減っている傾向にあるという事は聞いたことがございます。

○松岡委員 分かりました。待機されている方が減っているということはどういったことなのか、全体のバランスが取れているのかというところは、ちょっとまた考えなければいけないかもしれないんですけれども、今日のところはひとまず理解しました。ありがとうございます。

○皆川委員長 ほかにございませんか。

○星委員 ちょっと松岡委員の質疑に関連ですが、施設介護サービス給付費、これは特別養護老人ホームとか介護老人保健施設に係るものと分かりましたが、具体的にどういうことが要因で1億7,000万円が当初よりも増えることになったのか、その辺り御説明お願いたします。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 当初では1か月当たり608人で給付費を見込んでいたところが、37人分増加する見込みとなりまして、それに係る給付費を上半期での実績から見込んで、この額に

なったというものでございます。

○星委員 それは、施設などが増えて37人増ということになったのですか。増えた要因って分かりますか。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 市内の施設については変わっておりませんが、一部、受入れの人数が増えたところもでございます。

また、市内の施設以外の施設を利用されている方もいらっしゃいますので、その内訳の分析というのは、今のところは難しいんですが、全体的に利用者数が増えているという状況でございます。

○皆川委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 それでは、以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 討論なしと認めます。

それでは、これより採決をいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○皆川委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○皆川委員長 それでは、次に、**議案第99号 指定管理者の指定について**を議題といたします。

担当より説明を求めます。

○占部健康推進課長 議案第99号、指定管理者の指定について、御説明させていただきます。

本案は、国分寺市いきいきセンターの指定管理期間が令和8年3月31日をもって満了することから、地方自治法第244条の2第6項の規定により、令和8年4月1日以降の指定管理の指定について御審査いただくものでございます。

指定管理者は労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団、指定管理期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間になります。

今回の指定管理の指定に当たりましては、令和7年7月15日市報とホームページにて公募の案内をさせていただき、申請期間を令和7年8月12日から22日とし、1者から応募がございました。

審査の結果、現在の指定管理者である労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団が指定管理候補者として選定されております。

議案の資料の1ページから23ページまでが協定書(案)、24ページから31ページまでが業務仕様書となります。

議案の資料の11ページを御覧ください。右下が通しページになっておりますので、そちらの番号でお願いいたします。

第29条でございます。指定管理費としての令和8年度から令和12年度までの金額を記載しており、5年間の合計4,458万9,000円となります。前回と比較いたしまして7.2%の増となっております。

内訳といたしましては、人件費が約2.4%の増となっております。こちら、清掃業務に係る人件費について、令和8年度以降は、包括施設管理委託に移行する予定であるため、その影響を除きますと、人件費の上昇率は約7%の増となっております。そのほかの経費についても増加しており、全体で300万円程度

の増となっております。また今回、補正予算にて、この指定管理費の債務負担行為を設定させていただいております。

併せて提出しております資料を御覧ください。

1 ページ、指定管理者候補者選定委員会評価集計表を添付させていただいております。2 ページから募集要項をつけさせていただき、9 ページからは事業計画及び企画提案書となります。

22ページをお願いいたします。下段のところをお願いいたします。

今回の指定管理からの新たな取組として、年1回、市主催事業を実施することを仕様書に明記しております。こちらについての事業者からの市主催事業に関する提案内容となっております。

続いて、42ページから収支計算書で、49ページが人員配置計画書となっております。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○皆川委員長 担当の説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いします。

○高野委員 御説明ありがとうございます。いきいきセンターまつりとか、いい取組をやっていただけるということで、期待したいと思います。

ただ、ちょっと一点、気がかりなところは、その資料の企画の一番最後のページです。人員配置計画書のところなんですけど、これ施設管理責任者も防火管理者も全て非常勤ということになっていて、常勤はゼロになっているんですが、責任者とか管理者も非常勤というのは、ちょっと、大丈夫なのかなと思いました。その辺は、これまでもこういった形だったのでしょうか。

○占部健康推進課長 こちらについては、これまでもこういった形でやらせていただいております。責任ある運営をしていただいていると考えております。

○高野委員 お祭りを企画したりとか、いろいろと取組もされるということなので、どうしたらいいのか。市として、何か、1人か2人は常勤待遇に誘導するなんていうことは難しいわけなんですか。

○占部健康推進課長 市としては、こちらの人員体制で問題なく運営できると考えております。

○高野委員 そうであれば、そういった新たな取組、非常に地域にも貢献する、市民にも喜ばれる取組をされるということなので、市としても、ほかの部署からも何かサポートするとか、そういった形で、ぜひ、一緒にやっていただければと思いますので、一言だけお願いします。

○占部健康推進課長 市主催事業等につきましては、もちろん市としても内容について協議をさせていただきたいと考えておりますので、協力しながらやっていきたいと考えております。

○木島委員 すみません。ちょっと関連なんですけども、今の高野委員の質疑なんですけど、運用上、実態としては問題はないということだと思うんですけど、そもそも非常勤でもいいということなんですか。ここの施設管理責任者、防火管理者です。

その下のほうに四角囲いのところで書いてあるところが、事務所所長が兼務と書いているんだけど、端的に言うと、この運用が法的に問題がないのかどうか、そこを明確に御答弁いただけますか。

○皆川委員長 法的に問われていますが、いかがでしょうか。

○占部健康推進課長 こちらの施設管理責任者の方については常駐した職員になりますので、扱いとしては非常勤となりますが、常駐しているというような形で考えております。

○木島委員 分かりました。そういうことで、今までもそういうふうな運用されてきているということなので、特段問題がないということで、念のための確認でした。ごめんなさい。承知しました。

それと、あとこの施設、すごく高い評価をいただいている、長年にわたって運営されてきている中で、

おおむね良好というか、利用者からも満足度が多分高いんだろうなというふうに思うんですけども、課題の一つとして、40代、50代。基本的には条例上も「高齢者等」と書いているんですけど、位置づけが、これはすごく珍しいなと思うんですけども、定義が40代以上ですよ。なので、基本的には高齢者等の等という部分の40代、50代の方の利用状況が、実際のところどうなのかという部分ですよ。このあたりについて、どういうふうに評価されているのかということを確認させていただきたいと思います。

○占部健康推進課長 正確な数字を把握しているわけではないんですけども、利用者の方というのは高齢の方に偏っているという現状はございます。できる限り40代、50代、60代のような方に参加していただきたいというところは考えておりますので、今回実施する市主催事業につきましても、そういった新しい層を取り込むというようなところを主題で、こちら設定させていただいておりますので、その辺りを取り込む努力を今後もしていきたいと考えております。

○木島委員 分かりました。

実際に、指定管理者の評価結果報告書を毎年頂いていますけれども、そこで令和5年度対象分を、今、見させていただいていますけれども、この中で40代から60代向けの自主事業を行い、参加者も増加しているということなんですけども、実際に40代から50代の方というのが、どういうものに参加しているのかというか、どういう利用形態なのかというのを教えていただければよろしいでしょうか。

○占部健康推進課長 今、委員がおっしゃったのは、団体の自主事業に40代、50代の方が参加されているというお話だと思いますので、そこには一定数の参加があるというように考えます。

○木島委員 分かりました。ぜひ、条例の目的に沿った運用を引き続き、行っていただきたいというふうに思います。

広報にも力を入れるなど、引き続き実施をしていただいているということで、評価結果にも出てはいるんですけども、このあたりの課題について、施設を使っていいですよと言われても、なかなかニーズとマッチするかどうかというのがあるんだとは思うんですけども、その周知も含めて、ここが高齢者等なんだけれども、40代、50代の方も使えることも可能なんだということが、もう少し広く市民の方に浸透するといいいのかなという印象も持っていますので、ぜひ、その辺りについて、引き続き、指定管理者とも協力しながら運営をしていっていただきたいと思いますので、この点について一言見解をいただいて、終わりたいと思います。

○占部健康推進課長 そういった新しい層の取り込みについては、指定管理者もポスター、チラシ等を作成して、関連施設に配布する等、努力をしているところでございます。こちらについても市も協力しながら、そういった取り込みについて、今後も努力していきたいと考えております。

○皆川委員長 ほかに。よろしいですか。

○鳥居副委員長 皆川委員。

○皆川委員 すみません。企画提案書の通し番号42番では、収支計算書がずっと何ページかにわたってあります。私の認識も定かじゃないので教えていただきたいんですが、地代家賃を支払いますよね。この中で、これは、誰に対して払うのですか。都民ハイムの建物の提供施設というふうに私は理解しているんですが、この地代家賃の支払い先について教えてください。

○占部健康推進課長 こちらの地代家賃については共益費の部分になりますので、この団体が東京都住宅供給公社のほうにお支払いするようになります。

○皆川委員 東京都住宅供給公社のほうに払うということですね。分かりました。

この施設は、たしか、それこそ今、40代以上という話が出ていましたが、介護保険制度が始まった後に提供していただいた施設だと理解しています。というのは介護保険制度自体が40歳以上が対象で、当時も議論になったというのを記憶しているんですが、今回、また改めて自主事業という形で、いきいきセンターまつりというものも行うようですので、そうすると、40代以下の方も含めてのことにはなるかなと思いますが、そういう理解でよろしいですか。お祭りですから、恐らく住民の方とかも理解する。理解というか、周知してもらおうと思うんですけど。

○占部健康推進課長　市主催事業につきましては、これから団体と協議していくことになると思いますが、そういった、この施設の対象にならない方についても、お祭りに参加していただくとか、そういったことも考えられますので、その辺りについては団体と協議をしていきたいと考えております。

○皆川委員　なぜこんなことをお聞きしたかという、40代以上ということが条件での施設ではあるんですが、これからの時代、利用率も高いとは思いますが、そこに縛られずに、もし空いている時間、夜間とか空いているようなこまがあったら、ほかの年代も使えるような形になるというのも、ありかなというように思いましたので、使用年齢について確認させていただきました。そうすると、また条例改正とか、大変なことになるんですけれども、将来的には、いろんなことを模索しながら、検討しながら、見据えてやっていただきたいという思いで申し上げました。一言だけいただいて終わります。

○占部健康推進課長　委員がおっしゃられたようなことも含めて考えながら、今後、研究してまいりたいと考えております。

○木島委員　質疑はしませんけれども、今の最後の皆川委員長の質疑は、基本的に、私も何でこれが40歳ということになっているのかという、そもそも、ちょっと疑問なところはあるんですけれども、基本的に、皆川委員長が今おっしゃられたとおりの考え方というのも私もありなのかなというふうには思っています。将来的には、そういったことも含めた活用の可能性というのは不断に検証してほしいと思います。

ただ施設の設置された背景も含めると、多分、補助金の性格とか、その目的の趣旨から形が広がり過ぎると、その辺りの縛りなんかもあるやに、以前、聞いたこともあるので、なかなか難しい部分もあるのかもしれないんですけれども、今後の公共施設をどういうふう、柔軟性、可能性を追求するという観点では大事な点なのかなというふうに思いますので、そういう柔軟な考え方も研究はしておいてほしいなというふうにお願いをして、終わりたいと思います。

○皆川委員長　ほかにありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長　それでは、以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長　討論なしと認めます。

それでは、これより採決をいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○皆川委員長　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○皆川委員長　それでは、次に、**議案第100号 指定管理者の指定について**を議題といたします。

担当より説明を求めます。

○山元子ども子育て支援課長 議案第100号、指定管理者の指定について、御説明いたします。

本案は、第五小学校区に令和8年4月に開所いたします国分寺市立第四日吉町学童保育所の管理運営に関する業務について、株式会社明日葉を指定管理者として指定し、行わせたいというものでございます。

指定の期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間となり、指定管理費は総額で9,229万1,434円となります。

議案の資料として、同施設の管理に関する協定書（案）、仕様書を添付しております。また、委員会資料として、指定管理者候補者選定委員会評価集計表、募集要項、事業計画書及び企画提案書、収支計算書、人員配置計画書を添付してございますので、御参照ください。

初めに、公募の内容について、御説明させていただきます。

今回の公募において用いた仕様書は新設の施設に係るものではございますが、基本的には、従来、学童保育所の指定管理者の公募の際に用いてきたものをベースとしております。

しかしながら、施設の特性等を踏まえ、変更を行った点が4点ございます。

1点目は、周辺住民への配慮及び児童の安全に関することです。資料の通し番号24ページ、1の③を御覧ください。当該施設は住宅街の中にあり、道路に面した施設であるため、児童が私有地に立ち入らないよう、周辺道路で遊んだりしないよう注意することを加えました。

2点目は、三季休業期間中の配食サービスに関することです。通し番号29ページ、オ、配食サービスの実施を御覧ください。令和6年度の冬休みより、市内全学童保育所にて開始しております配食サービスについて、既存施設と同様の方法にて実施するよう定めております。

3点目は、対象児童についてです。通し番号30ページ、②、ア、対象児童についてを御覧ください。従来、「小学1年生から3年生」としていたところを、高学年受入れの条例改正を踏まえ、「学童保育所条例第4条に規定する児童を基本とする」と記載を変更いたしました。

4点目は、開所日の施設貸出しに関することです。通し番号31ページ、（2）関連業務、③を御覧ください。当該施設は権利擁護センターとして用いられていた際、閉所日に民生・児童委員が主催する地域住民の集会等のため、貸出しを行っていた経緯がございます。以上の経緯に鑑み、日曜日等の閉所日において、地域住民より、同目的のため当該施設を使用したいとの申出があった場合には、特段の事情のない限り、これに応じることと記載しております。

続いて、選定結果でございます。資料の1ページ、評価集計表をお願いいたします。

今回5者からの応募があり、指定管理者候補者選定委員会の審査の結果、第1順位として選定された株式会社明日葉を指定管理者候補として決定しております。

指定管理者候補者である株式会社明日葉は、グループ会社創立62年、学童保育所の運営を始めて14年の実績があり、現在、全国で学童保育所等を1,422施設、都内でも134施設を運営しております。また、当市におきましても、第二小学校区の児童館、学童保育所のほか、第四小学校区の一部の学童保育所の管理運営を担っている実績がございます。現在、第五小学校区の既存の学童保育所を運営している事業者とは別の事業者となりますが、ともに児童の健全育成を担う事業者として、令和8年4月の開所後は、日頃から職員間の情報共有に努めるほか、校庭や体育館をお借りして共に遊ぶ時間をつくる、合同イベントを開催する等により、連携を密にしていく旨の提案がなされております。

次に、企画提案内容についてですが、今回の事業計画書及び企画提案書は、当市が定める仕様書等に基づき、当該法人が、これまで数多くの学童保育所を運営し、積み上げてきたノウハウを生かした提案内容

となっております。

具体例を挙げて説明させていただきます。資料の通し番号19ページ、効率・効果的運営への取組状況を御覧ください。

子どもたちへの切れ目のない支援を実現するための取組として、近隣の児童館、放課後子どもプラン、地域等との連携・交流を積極的に図り、安心できる居場所につなげることで、学童保育所を卒所した子どもたちの安心・安全な放課後の居場所を構築することを掲げています。また、学童保育所が遊びと生活の場である特性を生かし、子どもたちの意見を反映する子ども会議等を積極的に実施することで、ただお預かりするだけではなく、子どもたちが自分で考えて行動する力を育てていくとしています。

続いて、施設の特性を踏まえた運営についてでございます。

繰り返しになりますが、第四日吉町学童保育所は学校から離れた場所に建つ地域の中の学童です。そのような特性上、特に力を入れていく必要があると考えられる点について、事業者の提案内容を御紹介させていただきます。

1点目は、登所時の安全確保についてとなります。第四日吉町学童保育所は、小学校敷地外の施設で、第五小学校からは、子どもの足で徒歩10分程度の場所にあり、周辺は住宅密集地で道幅が狭く、抜け道として利用する車が多い特徴があります。そのため、4月から約2か月間は新1年生が安全に登所できるよう、小学校まで職員が迎えに行き、学童保育所まで引率することとしています。

また、子どもたちと一緒に学童保育所周辺の安全マップを作成したり、帰りの会などで安全指導を行う。特に注意が必要と思われる場所における安全確保について、念入りに指導を行うなどの取組により、子どもたちの安全意識の醸成を図っています。

2点目は、地域との連携交流についてです。

第四日吉町学童保育所は住宅街の中にあるため、日頃から近隣住民と顔の見える関係性を築くことを大切に、運営等に関する御意見、御要望をいただくことがあれば、速やかに改善に取り組むとしています。

その他、地域清掃、地域のイベント、会合、地域パトロール、総合防災訓練等が開催される際には積極的に参加し、また、地域との関係性が一定深まった後には、地域の方々を学童保育所の行事に御招待するなど、地域の一員として、地域の方々と連携を図っていくとされています。

3点目は、外遊びの機会の確保についてです。第四日吉町学童保育所は学校から離れた位置にあるため、登所後は校庭で遊ぶことが難しくなります。そのため、外遊びについては、近隣のこぼと公園等を利用することが多くなります。その際には、気象情報、光化学スモッグ、熱中症に気をつけるほか、2名以上の職員が付き添う、必ず携帯電話を持って出かけるなど、緊急事態への備えを徹底することとさせていただきます。

最後、収支計算書については、市が定めた指定管理費上限額の範囲内で適正な予算の積み上げがなされていることを確認し、人員配置計画書では、仕様書等で定めた必要な職員配置がなされていることを確認しております。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○皆川委員長 担当の説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いします。

○星委員 この間、厚生文教委員会の中で、学校から遠く離れた学童保育所に対する、こういうところが心配されるんじゃないかという声を市がきちんと把握し、事業者伝えていただいていると。事業者もそれに対して受け止めがあるというのは今の説明でよく分かりましたので、ここは本当にありがとうございます。

ます。いろいろやっていたいでいる。というふうに、今の御説明を聞いていました。

一方で、言わざるを得ないのが、黒塗りが多い。本日、指定管理のほかの事業者の企画提案書がありますが、こんなに黒塗りがあるところはないです。前からですよ。株式会社明日葉というのは。最初の案件について、私も記憶にあります。光町の学童をやるときも非常に黒塗りが多かったというのを思い出しながら読んでいたんですけど。

というのは理由があると思うんです。大体1億円の事業費ということで、そこで判断する材料として、市議会として判断する材料としてどうなのかと思うところは、やっぱりちょっとこれは言わざるを得ない。先ほどの内容については、全然、すごくいいなと思ったんですけども、判断の資料としては、ちょっと言わざるを得ないなと思うんですけども、市が黒塗りできる基準、これは何に基づいているんでしたでしょうか。

○山元子ども子育て支援課長　こちらの黒塗りにつきましては、市の情報公開条例第9条の規定にのっとり、認めるかどうかというところを判断しております。

今回、確かに黒塗りの部分が多いのですが、まず写真というふうに理由を記載させていただいているところに関しましては、行事の写真や集合写真など、狭い中にたくさんの子供が写っているものがあり、なかなか、その顔だけを黒塗りにするということが困難でした。また、万が一の塗り残しによる個人情報の漏えいを防ぐため、写真である旨を添えた上で、情報公開条例第9条第2号の規定に基づき、全面を黒塗りとさせていただきます。

その他、知的財産による非開示を求めるというふうに書いている部分につきましては、学童保育所のような子ども関連業務は、今回の公募に5者からの応募があったことなどからも、競争の激しい分野であると推測します。そのような状況の中で積み上げたノウハウの詰まった独自性の高い取組について、分かりやすく示した表による、その見せ方というところは、やはり競合他社に見られ、まねをされることで、事業の利益を損するという事業者からの申出には配慮する必要があると考えました。よって、こちらも情報公開条例第9条第3号の規定に基づき、非開示相当と判断したものでございます。

○星委員　どこから言おうかと思うんですけども。競争が激しいというのは、5者を見たときには、こんなに応募してくれるんで、最近ないんじゃないのと思いました。ほかの事業も含めてですね。びっくりして、そういう状況があるということは分かりましたが、例えば、通し番号の資料の12ページに、団体の安定性について、これも真っ黒で、やっぱり事業展開をかなりやっていたらしゃるので、普通に考えると、事業的に安定するんだというのは思いますけども、ここが真っ黒というのも含めてですね。

それで募集要項のほうには、ページ数は言いませんけども、選定委員会によるこのポイントとしては、団体運営の透明性・公平性という視点もありますので、これを真っ黒にするのがどうなのかなというのは思いました。

あと、この団体の安定性という、財務諸表もそうなんですけど、通し番号の25ページかな。(10)の施設管理の安全性への配慮というところで、有資格者の状況についての最初の黒塗りがありますけど、いざというときに子どもの命を守る体制を整えます。子どもの命を守る体制を整えるという、ここの部分も黒塗りって、これも企業的には厳しいのかなというふうに思ったり、子どもの命に関わることなので、この辺はきちんと明示してほしいと思いました。

こういうふうに丁寧につくり込んでいると思う、非常に丁寧に企画提案書を作っていると思いますので、国分寺市のこともよく調べ、地域のこともよく調べ、非常に感心しながらは読んだのですが、このあたり

も黒塗りというのはどうなのかというけど、さっきの説明があるので、どうなんだろう、どう質疑しているのか、ここまで多いと分からないんですが。

○皆川委員長 改めて御答弁いただけますか。

○星委員 じゃあ、すみません。ちょっと責任ある立場の方から、改めて。皆さん責任あるんですけども、全体的なこととしてお願いできればというふうに。

○皆川委員長 できる範囲で御発言をお願いできればと思います。

○橋本副市長 今回の黒塗りに関しては、市の情報公開条例にのっとって、業者のノウハウだとかというところで黒塗りをさせていただきました。

ただ、選定委員会においては、当然、黒塗りでは審査できませんので、全部オープンにして審査をして、財務諸表、あるいはその企画提案書の内容等々、全てを審査した上で、総合的に判断をして、株式会社明日葉という会社が、第1優先交渉権者というか、指定管理者の指定として提案をしているという状況でございます。したがって、確かに星委員がおっしゃるのはよく分かるんですけど、やはり業者のノウハウというところで判断して、黒塗りにさせていただきましたので、その辺については御理解をいただければと思います。

○星委員 なるべく、御担当も努力して黒塗りを少なくしてくれているんだろうとは想像はするんですけども、市議会として責任もありますので、その辺は思うところありますので、言わせていただきましたので、取りあえず一旦やめます。

○皆川委員長 ほかに質疑のある方。

○高野委員 御説明ありがとうございます。私も若干、黒塗りがある部分なんですけど、企画資料の15ページですね。いじめの防止と、中頃のところで、中段のところで、いじめの防止と早期発見のための取組というところで取組が書いてあります。ここも一番下のところが、いじめ等の見落としがないように、人権意識と思いやりの心を育むために開発された、によるよろの実施も検討しますということで、この辺、非常に、もしかするとかなり先進的な取組とかも含まれているのではないかと思うんですが、この辺、こういったところは、この選定委員会だけじゃなくて、市として、あるいは教育委員会とか、そういったところとの、内部で共有というか把握して、学び合うというか、このいじめ対策とか、非常にこれ、もしかしたらいい内容が含まれています。こういうのは逆に、そこも守られるのか、それともそこは市も共有させてもらえる部分なのか、そこはいかがなんでしょうか。

○山元子ども子育て支援課長 そこについて、共有させていただけるかどうかということにつきましては、また今後、事業者と話し合いを行ってまいります。

○高野委員 分かりました。ぱっと見て、自分ところはこういう部分は何か気になるというか、興味があるので、どんなノウハウをお持ちなのかについて、差し支えなければ、ぜひ、その辺は協議を進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○皆川委員長 ほかに。ございませんか。

○丸山市長 先ほど、星委員と、また高野委員から御質疑といたしますか、御要望も含めていただいたところで、やはり市議会の御議決をいただいて決するものでありますので、皆様にはでき得る限り情報というものは開示をしていくということは、我々行政としても念頭に置いているところであります。

ただ、現実、今、知的財産等の関係、また個人情報ということで、今回はこういう提出の形になりましたが、事前に私のほうでも、今回の資料をそろえるに当たっては、極力、皆様にはしっかり情報を開示す

るようにということで、その上で、担当のほうでもやり取りをして、結果、今回こういった形になったということで、今後も皆様にはでき得る限りの情報というものを提供できるように、これは努めていきたいと思っておりますので、また連携ということも含めて努めたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○皆川委員長　市長からも御答弁がありました、その上で、ほかに質疑のある方。

○星委員　先ほど、外遊びについて、こぼと公園のほうで、きめ細かい対応をすると説明されました。目の前の公園ですよね。

あと、通し番号の56ページには、放課後子どもプランのところで、校庭開放も一緒に参加できるようなことも考えていきたい、努めますとあるんですけど、これ実際には、例えば、ふじSUNクラブは第二小に、学童職員の方が付添いながら行かれているのをお見かけすることあるんですけども、そういう形でやろうとしているのか、それともこれは今後の検討なのか、この辺は、現在は、まだ決まっていないですけど、今後やるとしたらどうなのかというのは、その辺、校庭開放の関係、お願いいたします。

○山元子ども子育て支援課長　放課後子どもプランの遊びの場への参加でございますが、こちらにつきましては、施設外の学童というのは、敷地内に建っている学童と比べれば機会が減ってしまうものではございますが、ただ、参加できるような取組というのは、現在その敷地外に建っている学童も行っているところでございます。なので、そちらに倣うような形で、こちらに参加する機会を設けていただきたいということで、協議を進めてまいります。

○皆川委員長　ほかにございませんか。

○鳥居副委員長　皆川委員。

○皆川委員　すみません。一点だけ。

まず、この議案に当たり、以前から報告の中でも、前の委員会の中でもございました。とにかく子どもの安全性ということ、通学、学校の行き来、併せて遊ぶ場所としては、こぼと公園のほうもありまして、そこでは職員が2人つくということが書かれてあります。本当にその安全性ということでは、非常に、やっぱり心配されるお声もありますので、そこはしっかりやっていただきということで、一点、改めて確認の意味で御答弁いただきたいと思っております。安全性をきちんと保ってやっていただきたいということです。

○山元子ども子育て支援課長　御指摘をいただきました児童の安全性というところについては、事業者とも、また運営の開始に際しましては、しっかりと確認を行い、安全を守れるように努めてまいります。

○皆川委員　もう一点だけ。さっきの高野委員の質疑について、もちろん市長からも御答弁があったんですが、いじめでしたり、現場のトラブルに関しては、一定、市として、ガイドラインのようなものがあるのではないかなと思っているんです。学童保育における子どもの対応なり、なければそういうものも必要かなと思うんですけども、その辺のところを、市の考えも踏まえた上で、事業者のノウハウがあるのか、いじめ防止の何かがあるのか分かりませんが、そこもしっかり連携をしながらやっていただきたいということは申し上げておきたいと思っております。市のガイドラインのようなものが、あるのかどうか、そこだけお聞きしたいと思っております。

○山元子ども子育て支援課長　児童館、学童保育所の運営に関しましては、市のほうでマニュアルを策定しておりまして、そちらののっとなって保育というのをやっているところでございます。

もちろん、その中で、いじめといいますか、子ども同士のトラブルがあった場合に、どのように対応していくかということ、もちろん、その基本のノウハウになる部分については定めておりまして、また、たくさんの施設がございますので、その施設間で、会議ですとか研修の場で、こういった事例にはこうい

ったような対応をいたしましたということで共有をして、お互いによいところは学び合う形で現場の運営を行っているところでございます。

○皆川委員長 以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 討論なしと認めます。

それでは、これより採決をいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○皆川委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、これをもちまして休憩に入りたいと思います。では、午後1時半から再開いたします。休憩いたします。

午後0時00分休憩

午後1時31分再開

○皆川委員長 それでは、休憩を閉じまして、委員会を再開いたします。

◇

○皆川委員長 続きまして、議案第110号 令和7年度国分寺市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

担当より説明を求めます。

○越川保険年金課長 本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ36万4,000円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ110億3,810万5,000円といたしたいというものでございます。

増額補正の理由は、特別会計で計上している月額・時間額会計年度任用職員の給与改定に対応するためです。

給与費明細書に、補正を行いました職員の給与を掲載しております。

資料には、一般会計から繰り出して特別会計で歳出を行う流れを記載してございます。

説明は以上になります。御審査をお願いいたします。

○皆川委員長 担当の説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いします。

よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 討論なしと認めます。

それでは、これより採決をいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○皆川委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○皆川委員長 では、続きまして、議案第111号 令和7年度国分寺市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

担当より説明を求めます。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 議案第111号、令和7年度国分寺市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、説明させていただきます。

本案は、歳入歳出予算の総額106億2,790万9,000円に歳入歳出それぞれ116万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ106億2,907万3,000円といたしたいというものでございます。

それでは、事前に提出しております資料に沿って説明させていただきます。

今回の補正予算の内容につきましては、人件費に関するものでございまして、令和7年の東京都人事委員会勧告に基づく東京都の給与改定に準じた改定を行いたいというものでございます。

歳出における給与改定への対応及びそれに伴う歳入の補正でございます。

資料の表、右の列に4つの事務事業がございますが、それぞれに計上しております人件費に対しまして、給与改定による増額をいたしたいというものでございます。

説明は以上でございます。御審査のほど、よろしく願いいたします。

○皆川委員長 担当の説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いします。

よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○皆川委員長 では、以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○皆川委員長 討論なしと認めます。

それでは、これより採決をいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○皆川委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○皆川委員長 続きまして、議案第112号 令和7年度国分寺市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

担当より説明を求めます。

○越川保険年金課長 本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6万円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ35億2,095万9,000円といたしたいというものでございます。

増額補正理由は、特別会計で計上している時間額会計年度任用職員の給与改定に対応するためです。

給与費明細書に補正を行いました職員の給与を掲載しております。

資料には、一般会計から繰り出して、特別会計で歳出を行うという流れを記載してございます。

説明は以上になります。御審査をよろしく願いいたします。

○皆川委員長 担当より説明を終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いします。

（「なし」と発言する者あり）

○皆川委員長 以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 討論なしと認めます。

それでは、これより採決をいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○皆川委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○皆川委員長 では、議案は全て終わりました、続いて、調査事項に入りたいと思います。

**調査 学童保育所の整備について**を議題といたします。

担当より説明を求めます。

○千葉子ども若者計画課長 調査事項、学童保育所の整備について、御報告をさせていただきます。こちらにつきましては、資料No.1も御提出してございますので、併せて御覧いただければと思います。

資料No.1に、今までの整備状況、令和3年からの整備状況をまとめさせていただいております。こちらは前回、御意見いただいているものがございましたので、ここ5年間の整備をお示しさせていただいております。すみません。令和3年以降ということで御説明させていただいております。

続きまして、2のところでございます。現在進めている学童保育所の整備についてでございます。

現在は3か所について学童保育所を整備してございます。1か所は、第五小学校区の令和8年4月に開所を予定しております国分寺市立第四日吉町学童保育所、定員は30名でございます。

続きまして、民設民営の学童保育所を第三小学校区に35名で整備を進めております。こちら学童保育じゃんぷ恋ヶ窪クラブという名称になります。

また、令和8年12月に開所を予定しております国分寺市立第二・第三西町学童保育所、こちらにつきましては、2支援単位を予定しておりますので、各40人定員、合計80人の整備を進めているところでございます。

国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画におきましては、学童保育所の整備は令和8年に民設民営学童保育所2施設で整備を予定しております。こちらの学区域につきましては、令和8年5月1日時点の各学童保育所の児童の登録数や令和8年4月の学童保育所の登所率等を踏まえて決定をする予定となっております。

資料の裏面を御覧ください。

こちらが現在整備を進めております各施設の進捗状況をお示しさせていただいております。公設民営学童保育所、国分寺市立第四日吉町学童保育所については、現在、工事が始まっておりまして、内装工事については完成予定が令和8年1月16日、その他の工事等を踏まえまして、来年、令和8年2月6日に工事完成予定日となっております。その後、内装の検査等を済ませた後に計器類等を入れて、令和8年4月1日開所を目指しているところでございます。

民設民営学童保育所、学童保育じゃんぷ恋ヶ窪については、内装工事を同様に令和8年1月16日頃完了予定となっております。その他の工事を完了し、引渡し令和8年1月20日ということで、それ以降に民設民営の事業者が計器類等を入れて、令和8年4月1日開所を目指しているところでございます。

最後に、令和8年12月1日開所の公設民営学童保育所についてでございます。こちらについては、現在、地盤のほうの整備を進めているところでございまして、これから来年度に向けて設計図等が出てまいりますので、それに合わせて、来年に入ってから工事着工等を済ませさせていただいて、こちらのスケジュールが遅れないように、現在、工事に関する進捗を管理しているところでございます。工事完了予定が令和8年9月30日となっておりますので、そこから完了検査等を済ませまして、その後、計器類を入れて、12月1日に開所を目指している施設となっております。

御報告は以上でございます。

○皆川委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。

○高野委員 御説明ありがとうございました。

あと、一覧を載せていただいて、もしかしたら私の意見が反映されているのかなと思って、ありがとうございます。

ただ、ちょっと意図が若干ずれているかもしれないですね。どういうことかということ、不足をしていて、まだ計画が立っていないところかというのが分かるような一覧が欲しいなと思っていたんですけど、今のこの資料で全部それはカバーされているというわけではないですよ。確認させてください。

○千葉子ども若者計画課長 今、御説明をさせていただきました資料の2のところでもお伝えしておりますとおおり、整備につきましては、その年の4月1日時点の学童保育所の登所率それから、5月ぐらいの時点での学童保育所の登録数などを勘案して、そこで検討して学区域を決めることとなりますので、過去に、例えば整備の学区域を募集していたからといって、現在それが継続しているわけではございませんので、そこについては資料としてお示しすることができません。

○高野委員 なるほど。ということは、もうそれは不足ではないということになったかどうかというのは、今、探していますということですか。でも、まだ見つかっていないというお話で、また別のところができますというような計画がお示しされたので、いや、その前のところはどうなったかを追えるような資料を出してもらえないかということです。でも、今の御説明では、また別の時点では、計画の資料ですということなんですけども、じゃあ、その前のやつは、もう解消したのかとか、それはまだ探しているのかとかというのは、それはお示しいただけないものなんでしょうか。意味分かりますか。

○千葉子ども若者計画課長 繰り返しになりますが、その年によって学童保育所の狭隘率が違いますので、その年の狭隘に関して整備を今、進めているところでございますので、過去から整備を続けているということであれば、毎年毎年、その整備の中に名前が挙がってくるようになりますので、そこは毎年報告をしておりますので、御確認いただけるのではないかなというふうに考えております。

○皆川委員長 高野委員としては、検討の俎上にのっても、なくなる場合もあるかもしれないというようなことも想定して、とにかく検討の俎上にのったものを全部出してくれという、そういうことだったのかなと思ったんですが、その検討の俎上にのったものも全て公に出せるかというところでは、なかなかやっぱり厳しいというような御答弁もあったのかなというふうには理解をしたんですが。

○千葉子ども若者計画課長 狭隘率の高い学童保育所について、毎年数値を確認して整備をしてございますので、過去に狭隘だったとしても、その次の年には学童保育所として、ほかの整備が必要なところよりも、例えば、登所率が下がってしまったとか、そういったことがあるので、後追いではなくて、毎年毎年、整備が必要な場所を検討して、選択をして、学区域を決めているので、過去から、例えば、過去に整

備の必要があったとしても、次の年にはもう開所している可能性、もしくは狭隘率が下がっている可能性もございますので、そこをお示しするのはなかなか難しいと思います。

○木島委員 若干関連するかもしれないんですけども、午前中の議案の審査のときにも、私も混同してて、少し認識が誤っていた部分もあったので、改めて、市のこの本当に一年二年の学童保育所の誘致等に係る御尽力について、感謝を申し上げたいなというふうに思います。

若干、高野委員の質疑にも関連するかもしれないんですけども、では、令和7年度当初に予定した、例えば、民設民営学童保育所が第三小学校区にできますということではあると思うんですけど、例えば、ほかにも本当は誘致したかった学区域があったんだけど、それができなかったとか、そういう状況というのは、令和7年度は当初の企画、計画どおりに事務が進んだのかどうかというのが、もし分かれば、教えていただければありがたいです。

○千葉子ども若者計画課長 今年度当初、予定をしておりましたのは、第一小、第三小、第六小、第九小学区となります。

○木島委員 分かりました。

様々ニーズの高まりということも理解できますし、一方で、限りある財源の中で、また、特に民設民営等であれば、その誘致等々の課題もありますし、なかなか思うように、全て思ったとおりにいかないという部分もあるでしょうし、そこは前段の高野委員とのやり取りの中での課長の答弁でも、よく理解はできました。

ただ、まだまだ必要性という部分では大変重要な政策課題であるというふうに改めて認識もできますので、引き続き、御尽力いただくわけですが、対応をお願いしたいと思います。

ともあれ、先ほどの議案もそうですし、この間の市の今年度の努力については高く評価したいというふうに思います。

○皆川委員長 ほかに質疑のある方。

○星委員 今後の整備状況を説明いただきましたが、それでちょっとお伺いしたいのは、人員の確保という観点から、この新しい学童保育所です。先ほどの第四日吉町学童ですと、仕様書を見ると、常勤職員必要配置数3人というふうに書いてありました。1支援単位、放課後児童支援員2人以上の配置というのが何か国が定めているものだと思うんですけども、ただ、公設民営学童は常勤3人と求めています、それぞれ民設民営とか、あと市の配置みたいなものも、ちょっと御説明をいただけないかなと思います。

○山元子ども子育て支援課長 まず、第四日吉町学童保育所につきましては、1支援単位の単独の学童保育所でございますので、そういった場合には、やはり緊急事態に備えるということで、国の配置基準を上回るような形で仕様書に人員配置を定めております。

あと、民設民営学童保育所については、基本的には国の配置基準にのっとりた人数をということで募集を行っております。

○星委員 分かりました。市はそういうふうに、ちょっと手厚く求めているものを基準として設けているということで分かりました。ちなみに、1支援単位40人でいいですか。

○山元子ども子育て支援課長 40人以下というのが目安になります。

○星委員 それで、これから来年4月以降、3施設が始まっていくわけですが、今の学童保育所、公設もそうですし、民設民営もそうですが、人員確保がどういう状況にあるのか、把握していることを御説明いただければと思います。

○山元子ども子育て支援課長 当市の学童保育所につきましては、こちらの直営の施設も、指定管理施設も、民設民営の学童保育所についても、全て配置基準にのっとった形で、職員を確保できていることを確認しております。

○星委員 これは、結構何度も確認させていただいて、毎回そうおっしゃるので、分かりました。

これで最後なんですけども、今の学級閉鎖、学校のほうの学級閉鎖、学年閉鎖があって、そのときは学童保育所は開けてくれるじゃないですか。それで受け入れてくれるということで、本当にありがたいなという声をお聞きしたんです。たまたま道で会った人とお話ししていたんですけども。そのときに、一方でやっぱり、例えば、その方は障害を持ったお子さんの場合だったんですけども、やっぱり親の出勤時間と学童が開く時間が合わないというのが学級閉鎖の時間で、続いてしまうんですが、人員の関係もあると思うので、それでいろいろお聞きしたんですが、基本的に、学校のそういう事態に対して対応している始まりの時間というのは、それぞれに違うのか、それとも市として統一して決めている時間が午前9時ですか。その方は午前9時半とおっしゃっていたように思ったんですが、その辺り御説明いただければと思います。

○山元子ども子育て支援課長 学級閉鎖時に関しましては、一律に午前9時半ということでお願いしております。

三季休業中等の1日保育の時間に関しては、午前8時から開けているんですが、その違いというのは、学級閉鎖ということで、感染症が拡大している状況ということなので、まずは朝起きて、慎重にその子どもの体調というのを確認していただいて、そこに問題がないという場合にのみ御利用いただけるよう、感染を学童保育所で広げないという観点から、その子どもの体調を確認する時間を設けるということで、午前9時半からでお願いさせていただいております。

○星委員 職員の人数とか、あと勤務時間の問題というよりも、むしろ体調のほう、感染のことで、そういう時間を設けているということで、考え方は分かりました。ただ、そういう声があったということだけお伝えしたいというふうに思うんですが、考え方分かりました。

○皆川委員長 ほかに質疑のある方。

○松岡委員 こちら学童保育所に関しては一般質問でも取り上げさせていただいたところなんですけれども、今年度から始まって、令和9年度までの3年間で東京都の認証学童クラブ事業というのが始まっているということで、幾つか都内の自治体も手を挙げていて、認証学童保育所に移行しているという実態があるということなんですけれども、一般質問では、今後の民設民営については、これを進めていくといいですか、これに移行していくということも御答弁いただいております。今のところ、この運営基準では、一定の40人単位というところを超えていると移行にできないというところで、民設民営だと、今、40人以下で受け入れているのでという、民設民営で、人数以内で受け入れているところは移行は可能だということの、そういった趣旨をちょっとお聞きしたかなというふうに思っているところなんですけれども、この事業で子どもの声を聞く場であったり、機会の創設ということも結構重視していらっしゃって、この認証学童クラブについて、今後の予定をもう少しお聞きできたらと思っています。

○山元子ども子育て支援課長 こちらの認証型学童クラブについては、40人というよりも、実は、当市の民設民営学童保育所では、一部45人のところがあるんですね。ただ、その45人についても経過措置ということで、当面は認めていただける方向です。

その定員数というよりも、毎日の登所児童数が定員を上回る日があると駄目ですよということなので、やはり定員を守る運営をしている民設民営学童保育所が、今、一番ここに近い、認証に移行できる可能性

があるということです。

それ以外にも、やはり国の配置基準よりも職員数を手厚くしたりですとか、あとはその資格を持った職員を多く配置するという必要があるというところが求められておりますので、そういったところを民設民営の学童保育所のほうに積極的に手厚くして、可能な範囲でしていただけるように働きかけていくことで、来年度以降、可能な限り、こちらの認証型学童のほうに移行できるように努めてまいりたいと思います。

○松岡委員 御説明ありがとうございました。

そうですね。定員じゃなくて、面積で決まっているということなので、毎日の登所の様子で変わるといことは理解したところでした。今、御答弁いただいていたところですので、言いたいのは、東京都が今回、東京都内の学童保育所の待機児童だったり、狭隘を少しでも解消したいというところで設置したというふう聞いていまして、でも、補助も手厚いのだなというふうに見ているところなので、積極的に入れていただけたらというふうにお願ひして終わりたいと思います。

○皆川委員長 よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、調査、学童保育所の整備については引き続き調査することとし、継続といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 御異議なしと認め、継続と決しました。



○皆川委員長 続きますので、報告事項を受けたいと思います。

報告事項1番 **応急援護資金貸付事業**について報告をお願いします。

○小峯地域共生推進課長 応急援護資金貸付事業について御報告させていただきます。

まず、大変申し訳ございません。資料の訂正をさせていただきます。資料No.1の下から2行目に「令和元年度から令和7年度にかけての実績は」とありますが、正しくは「令和3年度から令和7年度にかけての実績は」となります。過去5年間のお示しというものでしたが誤植がありました。大変申し訳ございませんでした。

改めまして御報告させていただきます。当該事業ですが、昭和41年度より、生活困窮者に対する応急的な貸付けとして社会福祉協議会が実施しているものとなります。貸付金の原資としては、市から400万円を社会福祉協議会に貸し付け、社会福祉協議会の出資100万円と合わせて500万円となっております。これまで1,112件、3,350万500円の貸付実績がございます。貸付けについては低所得者を対象としており、当座の生活資金や臨時の出費に対して5万円を限度に無利子で貸し付けております。近年では生活困窮者自立支援法による自立支援を中心とした支援の関わり方に変化してきているということもあり、貸付実績は低調となっております。このことから500万円の原資規模が不要となっており、このたび社会福祉協議会との協議が調ってまいりましたので、令和7年度をもって市と社会福祉協議会の合同出資による貸付事業を終了いたします。なお、令和8年度以降については、社会福祉協議会の独自財源により新たな応急援護資金貸付事業を実施するという社会福祉協議会の意向を確認しております。

今回の廃止に向けての整理で予算を伴うポイントは大きく2点あります。1点目は徴収不能額の補填で

す。長く貸付事業を実施してきた中で、本人や連帯保証人の死亡、行方不明などにより徴収不能となっている額は206万6,350円ございます。この徴収不能額について、市と社会福祉協議会の出資割合に応じて整理し、市からは損失補填として補償金を支出する予定で、今定例会に補正予算として計上させていただいております。2点目は貸付金の返還となります。事業廃止に伴い、市貸付金400万円を返還いただくものです。こちらも同補正予算に歳入として見込んでおります。

なお、資料の最後になりますが、現在償還中の貸付け4件につきましては、社会福祉協議会が独自財源で引き続き実施する貸付事業に引き継ぐ形を取ります。また、今年度末までに貸付けが発生した場合も同様に社会福祉協議会財源で貸付けを実施し、これ以上の市からの補填はない形を取ります。

○皆川委員長 報告が終わりました。質問のある方は挙手をお願いいたします。

○高野委員 御説明ありがとうございました。5万円レベルの貸付けということで、これは本当に困っているときは非常に助かるもので、実際には年に1人とか、いないときもあったということだったんですけども、実際に利用された場合には非常に助かった制度だったのかなとは感じるところであります。

一点確認をしたいんですが、この周知とか案内はきちんとされていたのか、ホームページには出てこなかったような気がするんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○小峯地域共生推進課長 社会福祉協議会のホームページを確認させていただきましたが、現時点で載っていないことが分かりました。すぐにホームページに載せるというところで調整させていただいております。令和8年以降もこの制度を継続するというようになっておりますので、迅速に対応してまいりたいと思います。

○高野委員 対応していただいてありがとうございます。あと気になるところは、返済はどんな形でされていたのか教えていただけますでしょうか。

○小峯地域共生推進課長 金額に応じてになるんですが、分割で毎月という形で返済を進めるという形になります。

○高野委員 それは一定決まっているわけじゃなくて、相対で御都合に合わせて決めていたということですか、決めていたということですか。

○小峯地域共生推進課長 金額によって、幾らずつ返済というのは一定決まっております。ただ、先方の御事情も勘案し、相談に応じて返済の計画を立てているという形になります。

○高野委員 あと、社会福祉協議会の代替策が決まるということで、前の質問で、午前中で勘違いしていた部分がこれだったんですけど、代替策はどのような内容で、いつ頃決まるのかを教えてくださいませんか。

○小峯地域共生推進課長 代替策という形ですと、この応急援護資金貸付事業の継続という形になります。新しい社会福祉協議会の独自財源を用いての応急援護資金貸付事業の形というのはまだはっきりとは決まっておきませんので、決まり次第、ホームページ等で周知していきたいと思っております。

○高野委員 なるほど、一旦は今のスキームでそのまま社会福祉協議会として引き継いで、そこでまた独自の事業をやるかどうかというところ、そうではなく、そのままの形ということなのですね、なるほど、分かりました。

確認させていただきたいのは、社会福祉協議会の財源となると、何か萎縮する面とかそういったことはないか心配しちゃうんですが、どうですか、そこを確認させください。

○小峯地域共生推進課長 規模等については、まだ社会福祉協議会で検討している最中ですので、私から

お答えはできませんが、ただ、これまでの5年間の実績を見ても、その規模で継続したとしても社会福祉協議会の独自財源で十分続けていけるという内容で確認しておりますので、規模のほうがそれほど大きく変わることはないのかなと考えております。

○皆川委員長 制度を利用するに当たって萎縮しないでやれますかということ……。 (「させる側の」と発言する者あり) させる側ですね。その辺り、お分かりになりますか。答弁をいただけますか。

○小峯地域共生推進課長 今、御説明させていただいたところですが、これまで続けてきた制度の実績を勘案して、今回、市との共同の出資による制度、事業を廃止したとして、次に、令和8年度に社会福祉協議会だけの財源で実施したとしても継続していけるだろうという見立ての下に今回廃止しておりますので、萎縮、社会福祉協議会側のほうが貸付けを狭めるというような考えは、今のところ考えられないのではないかと推察します。

○高野委員 ありがとうございます。萎縮しないということで市としては見られているということで、移行するということですね、了解いたしました。

最後の質問になりますが、一方で、貸付けで関係がつけると生活再建のフォローとかもできて、うまく機能する可能性があるのではないかなと思うんですが、その辺は、これは社会福祉協議会の事業となるということなんですが、社会福祉協議会の支援のスキームと連携して行われていくんだろうとは推察するんですけども、その辺、一言いただいて終わりたいと思います。

○小峯地域共生推進課長 先ほどもちょっと御説明はさせていただいたんですが、現在、自立支援という相談支援の関わり方が中心になってきております。貸付けだけを目的に来庁される方につきましても、家計のほうの相談を必ず交えていただくという形を取っております。その中で、一時金が必要な家庭については、当然この貸付けを利用するという形を取っておりますので、今後も自立支援の相談を中心に根本的な家計の改善、自立に進めるように支援を継続してまいりたいと考えております。

○皆川委員長 ほかに質問のある方はいらっしゃいませんか。

○鳥居委員 応急援護資金貸付事業について、今後は社会福祉協議会のほうで担ってくれるということで、制度的にシンプルになることはよいのではないかと思います。

その上で、市に相談者が来た場合、全く手持ちの資金がないといった場合、これからは社会福祉協議会のほうに話を振ることになると思うんですが、そのスピード感というか、貸与されるまでの期日というのはどのぐらいになると想定しておりますか。

○小峯地域共生推進課長 これまでも市のほうに金銭というところを課題として相談に来られる方というのも、社会福祉協議会のほうにつないでいたという形であります。お金の用途にもよっても支援の在り方というのはケースによって違うのかなというところはありまして、例えば、食料品がないという話になりますと、現代ではフードドライブという取組も社会福祉協議会のほうで進めていまして、そんなところで一時的に食料を支給して支援するというようなケースもございます。なので、まずは御事情を確認させていただいて、金銭の貸付けがこの方にとって支援として必要なのかどうなのかを見極めさせていただいてから執行するという形ではありますが、貸与されるまでの日数については、その方の逼迫度合いにも当然よりますので、当日のところでも用立てがどうしても必要だということであれば、すぐに迅速に対応しているというのが現状でございます。

○鳥居委員 ありがとうございます。貸与のスピード感というのは今までと変わらずということで確認させていただきました。金銭の貸与というよりは、今は自立支援を中心に支援しているということなんです

けれども、金銭の貸与として、市で持っているほかの仕組みというものはあるのでしょうか。

○小峯地域共生推進課長 市での貸付けというものはございません。

○鳥居委員 ないということです。生活保護の話というのは同じ担当部署でよろしいでしょうか。

○皆川委員長 まず、地域共生推進課長からお願いします。

○小峯地域共生推進課長 少し補足させていただきます。この応急援護資金貸付事業についてなんですけど、市のほうに生活保護を申請される方で、生活保護の受給までに長い場合は1週間程度時間がかかるというところがありますので、その1週間程度はどうしても生活費がないという方については、この応急援護資金貸付事業を利用されているというケースがございます。そういうような方には、この事業で対応しておりますので、市の生活保護の補完をしている制度でもないと御理解いただければと思います。

○鳥居委員 詳しくありがとうございます。生活保護の受給までの補完としても機能しているということを確認できました。

○皆川委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 ないようですので、報告事項1番を終了いたします。



○皆川委員長 それでは、次に、報告事項2番 **国分寺市災害医療救護計画・国分寺市災害時保健活動計画の策定**についての報告をお願いします。

○占部健康推進課長 報告事項2番、国分寺市災害医療救護計画・国分寺市災害時保健活動計画の計画案について、御報告させていただきます。

第3回定例会の本委員会で計画の策定目的、年度内策定のスケジュール等を御説明させていただきました。災害医療救護計画策定検討委員会等での検討の結果、計画案がまとまりましたので御報告させていただきます。資料No.2-1、国分寺市災害医療救護計画・国分寺市災害時保健活動計画の策定についてという資料を御覧ください。

こちらは、以前の本委員会でも出させていただいた資料を修正したものになります。各計画案についてはかなりボリュームがありますので、こちらの資料でポイントを絞って御説明させていただきます。

1番、策定の目的については、前回の資料から変更ありません。

2番の策定のポイントについてです。市は、医療救護活動及び保健活動の拠点として、保健医療活動拠点をいずみプラザに設置します。また、市役所本庁舎の災害対策本部室内に市災害医療コーディネーターや災害時統括保健師を配置した保健医療指揮所を設置します。保健医療指揮所は、保健医療活動拠点の連絡調整機能の一部を担い、市の災害対策本部との調整や重症者等の搬送調整を行います。

前回の本委員会では、保健医療指揮所は健康推進課執務室に設置すると御説明しておりましたが、9月に実施した災害医療合同訓練の検証を踏まえ、市の災害対策本部との連携を強化するため、災害対策本部室内に設置することとさせていただいております。

発災後72時間以内については搬送等の傷病者への対応、緊急医療救護所の設置、病院への支援、保健活動チームの避難所巡回等の対応を行います。

また、発災後72時間以降は外部からの応援が期待できますので、避難所等での医療救護や保健活動等について、外部からの応援チームを活用して対応を行います。

また、特殊医療対策や受援体制、通信体制についても計画内に詳細を記載しております。

3番の策定の経過については、お読み取りいただければと思います。

資料No.2-2が国分寺市災害医療救護計画（案）、資料No.2-3が国分寺市災害時保健活動計画（案）となります。

雑駁ではありますが御報告は以上となります。

○皆川委員長 報告が終わりました。質問のある方は挙手をお願いします。

○高野委員 御説明ありがとうございます。資料No.2-1につきまして、私も1年半ぐらい前から申し上げて、しっかりと概念として入っているのですばらしいなと思います。ありがとうございます。

一点、それでもお伺いしたいところは、資料No.2-3の4ページです。災害の想定、1の想定被害の内容なんですけども、ここで人工透析が必要な方は約360人と推定され、在宅酸素療法患者が177人程度と想定され、停電による影響が懸念されるというところで、これを読み進めていくと、停電対応は命に関わるお話だなと改めて思うんですが、これは健康、保健、医療というところで、そこまでは踏み込まれていないんですけど注意喚起のみとなっていて、非常用電源対策というのは大事なのかなと、一般質問でも申し上げたとおりですが再度感じるところでありますので、健康推進課の立場からも非常用電源対策については防災安全課に問題提起をしていくべきではないかと考えるんですが、御見解はいかがでしょうか。

○占部健康推進課長 こちらの人工透析といった要支援の方に対しての電源対策というところで御答弁させていただきます。資料No.2-2の国分寺市災害医療救護計画（案）の56ページを見ていただきたいんですけども、こちらの特殊医療対策ということで特殊医療の対策を記載させていただいております。透析患者につきましては、かかりつけの施設と連絡を取ることが基本となりますので、停電等で当該施設での透析が難しい場合については、基本的には別施設が案内されます。市としては、施設と連絡が取れない場合等の対応や、透析医療機関までの移送の支援を行うというようになっています。

また、58ページに記載がございますが、在宅人工呼吸器使用者につきましては、こちらは避難行動要支援者班等が安否確認を行います。御自宅等で停電になった場合は、一時的には外部バッテリーの使用などが考えられますが、必要に応じて都へ収容可能な医療機関の確保を要請して、当該医療機関への移送支援を行います。こういった特殊医療が必要な方については、電源対策について、市としても考えていかなければいけないと考えております。

○高野委員 なるほど、医療機関での非常用電源とか、そちらの対応に今のところはつなげるというのが基本的な考え方なのですね、理解いたしました。ありがとうございます。

○皆川委員長 ほかにございますか。

○木島委員 今の質問については、以前、はぎの議員も同じような趣旨で議会でも取り上げさせていただいていた課題ですので、今の一定の御説明で分かった部分もあるんですけども、加えて、頂いている資料No.2-1で、3番の策定の経過の中で一番下なんですけども、今年9月に災害医療合同訓練、災害時保健活動訓練を実施し、計画の研修を行ったとあるんですけども、改めての振り返りというか、どういった形で行われたのか、また、訓練なのでいろいろ課題というか、今後整理すべき課題なども多分出たんだろうと思うんですけど、どのように行われたのか、また今後のつなげ方について確認させていただきたいと思っております。

○占部健康推進課長 令和7年9月14日の日曜日に、国分寺市医師会、国分寺市歯科医師会、国分寺市薬剤師会、東京都柔道整復師会と連携しまして、災害医療合同訓練を実施しました。訓練につきましては、こちらの計画の検証を目的とした図上訓練の形で実施させていただきまして、会場については市役所の災

害対策本部室及び保健医療指揮所、いずみプラザの保健医療活動拠点、あとは国分寺病院、国分寺内科中央病院とも連携しまして実施させていただきました。

発災6時間後から48時間までを想定した訓練となりまして、訓練による大きな成果としましては、先ほども御説明させていただきましたが、市役所の災害対策本部室と保健医療指揮所が離れていることにより通信にかなり時間がかかりまして、対応が遅れるということが分かりましたので、保健医療指揮所については、災害対策本部室に設置するというような改善を図って、計画にも反映させていただいております。

9月20日には庁内の保健専門職を対象とした災害時保健活動訓練も実施しまして、これも同じように図上訓練を含めてやらせていただいたというところでございます。

今後につきましては、今回は図上だったんですけども、実際に緊急医療救護所を運営したりする実施訓練を来年度以降にやらせていただいて、計画については常に検証を行いたいと考えております。

○皆川委員長　ほかに質問のある方はいらっしゃいますか。

○松岡委員　ただいまのお二人の質問で、私もお聞きしたかったことを大体聞いていただいて、理解が進みました。とても細かい計画で、そして専門家の方にたくさん入っていただいて計画をつくっていただいて、ありがとうございます。

電源が必要な方ということは、書いてあるんだけどもう少し詳しくお聞きしたかったので、先ほどお聞きできたなと思っているところです。

今の図上訓練だということは前回の本委員会でも報告がされていたんですけども、訓練のことで反映されたところが保健医療指揮所の設置場所を変えたということだったと思うんですけども、そういったこと以外に何かあったらお聞きしたいなということと、あと、資料No.2-2の29ページに緊急医療救護所の設置ということで、この辺りからすごく詳しく書かれていて、実際の配置図も32ページあたりから書かれてあるので、この辺りが具体的に取にかかるとなかなかなと思うんですけども、実際に緊急医療救護所を設置する際の判断がとても大事なかなと思っているところです。ここの四角の中に書かれてはいるんですけども、こういったところでもう少しあれば、教えていただけたらと思います。

○占部健康推進課長　全体の図上訓練の成果でございますが、こちらについては保健医療指揮所の設置場所というところが大きなところでございまして、あと細かいところはあったんですけども、その部分としては設置場所の変更が大きなところでございます。

緊急医療救護所の設置につきましては、資料No.2-2の29ページを御覧いただきたいんですけども、一番上段のところ、市は、多数の傷病者が発生した場合等に、市災害医療コーディネーターの助言により、いずみプラザに緊急医療救護所を設置することとしております。設置する判断としましては、市南東部で傷病者が多数発生している場合とか、国分寺内科中央病院に傷病者が殺到している場合など、緊急医療救護所をいずみプラザに設置する必要がある場合に、そこで判断して設置することになります。災害時には限られた医療人材を有効に活用していく必要がありますので、地区防災センターへの医療救護班の派遣とか市内病院の支援などを含め、優先順位をつけて臨機応変に対応していくというような考え方でございます。

○松岡委員　分かりました。御説明ありがとうございます。実際に起こったときって本当に大変なことになっているだろうし、判断もすごく難しいかなと思います。そんな中で計画を立てるということはすごく大事なことかなと思いますので、今後もよろしくお願いします。

○皆川委員長　ほかによろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長　ほかにはないようですので、報告事項2番を終了いたします。



○皆川委員長　では、続きまして、報告事項3番　**国分寺市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定についての御報告**をお願いいたします。

○占部健康推進課長　国分寺市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について、御報告させていただきます。

第3回定例会の本委員会で計画改定の目的、スケジュール等を説明させていただきました。改定案がまとまりましたので、御報告となります。資料No.3-1、国分寺市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定についてという資料を御覧ください。こちらは、以前の本委員会でも出させていただいた資料を修正したのになります。改定案についてはボリュームがありますので、こちらの資料でポイントを絞って御説明させていただきます。

1番の「国分寺市新型インフルエンザ等対策行動計画」とはと2番の改定の目的については、前回の資料から変更がございません。

3番は改定のポイントです。対象となる感染症ですが、新型コロナ、新型インフルも含めた幅広い感染症が対象となっております。対策の記載につきましては、準備期、初動期及び対応期の3期に分けて、その詳細を記載しております。今回の改定では、特に準備期の対応を充実させております。対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするために、6項目を市行動計画の主な対策項目としております。

①の実施体制では、市の新型インフルエンザ等対策本部を中心とした実施体制について記載しております。

②の情報提供・共有、リスクコミュニケーションでは、市民等への情報提供、情報共有を中心としたリスクコミュニケーションについて記載しております。

③のまん延防止では、庁舎や公共施設での感染症対策に係る取組など、コロナ禍の対応を踏まえた内容を記載しております。

④のワクチンでは、こちらもコロナ禍の取組を踏まえまして、記載の内容を充実させております。

⑤の医療・保健では自宅療養者への対応等。

⑥の市民生活及び市民経済の安定の確保では、感染症が市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小限にするための対策等を記載しております。

資料No.3-2が国分寺市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定案となっております。

今後となりますが、本改定案については、パブリック・コメントを経まして、来年5月頃の改定を予定しております。

御報告は以上となります。

○皆川委員長　報告が終わりました。質問のある方は挙手にてお願いします。

○松岡委員　御説明ありがとうございます。国分寺市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）本体を読ませていただきました。資料No.の3-1に改定のポイントが6項目あって、国ではもっとあるけれども、市ではこの6項目を制定しているというところも書かれていたと思います。

④でワクチンという項目がありますが、どこにも関わることではあるんですけども、ワクチンについ

て、今回の改定の目的でも、本市の新型コロナへの対応で積み重ねた知見や経験を踏まえ、整合性を取るために改定を実施するということもありまして、コロナ禍でワクチン接種を受けなければいけなくなってしまうというような同調圧力のようなことを受けたという御相談も、何件か複数聞いているところでありまして、この計画案の中には、インフルエンザにかかった方への偏見はしてはいけないというような内容が書かれていたかと思うんですけど、ワクチン接種を受けないといけないような同調圧力というようなところへの注意喚起みたいなことも必要かなと思っていますが、この辺りはいかがでしょうか。

○占部健康推進課長 資料No.3-2の40ページを御覧いただきたいんですけども、こちらでワクチンの対応について、住民に係る対応というところで記載させていただいております、④-2の住民接種に係る対応というところなんです。こちらについては、すみません、41ページの上のbというところ。「ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である」ということを記載させていただいております。もちろんワクチン接種を受けるかどうかについては、御本人の判断になりますし、当然副反応等も予想されますので、そちらの有効性・安全性とか、そういった御説明については丁寧にさせていただきたい、これはどういったワクチンでも同じなんですけれども、この行動計画におけるワクチンについてもそういった対応をさせていただきたいと考えております。

○松岡委員 最後のところはとても重要だと思います。混乱しているところで、実際に感染症にかかった場合も混乱すると思うんですけども、それに付随してくる様々なこと、コロナ禍だとマスクのこともありましたし、ワクチンのこともありました。そういったところを本当に丁寧に、冷静になって情報を公開して説明していただきたいと強く思っています。ワクチンは任意であるという説明は大事だと思いますので、そちらのところも併せてよろしく願いいたします。

○皆川委員長 ほかに質問のある方は。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 ないようですので、報告事項3番を終了いたします。

ここで、一定時間たちましたので10分程度休憩といたしたいと思えます。

午後2時34分休憩

午後2時45分再開

○皆川委員長 それでは、休憩を閉じまして委員会を再開いたします。

◇

○皆川委員長 引き続きまして、報告事項を受けたいと思えます。

報告事項3番まで終わりましたので、報告事項4番 **国分寺市健康ポイントアプリ**についての御報告をお願いします。

○占部健康推進課長 国分寺市健康ポイントアプリについて、御報告させていただきます。資料No.4を御覧ください。

1、健康ポイントアプリとは、健康行動を促す機能を持ち、インセンティブ付与の機能を有するアプリとなります。

2の事業名称につきましては、「ぶんじ健康ポイント」とさせていただきます。こちらの名称につきましては、健康講座参加市民等の投票で選定させていただいております。

3、対象者につきましては、18歳以上の市民とし、在住・在勤・在学・在活の方も対象としております。

4、健康ポイントアプリの概要です。アプリ名称は「WoLN」（ウォルン）になります。使用するデバイスはスマートフォンとし、主な機能として歩数・運動、食事などのライフログデータの記録、健康行動に応じたポイント付与、AIを活用したアドバイス機能、各種コンテンツ提供などがございます。各種健康行動に基づきポイントが付与され、抽せんによりインセンティブを受け取ることができます。インセンティブについては、各種デジタルギフトとさせていただきます。

5はスケジュールになります。アプリリリースは1月5日の午後1時を予定しております。リリースと同時にスタートダッシュキャンペーンを実施する予定です。また、アプリに関する個別説明会や、デューク更家氏を招いた啓発イベントについても実施予定です。

6、そのほかとしまして、令和7年度中にとりまきょう健康応援事業との連携を予定しております。本市の定める付与基準を基礎に、東京都のポイント付与基準を満たした場合、東京都の上乗せポイントの受け取りができる予定でございます。

御報告は以上となります。

○皆川委員長 報告が終わりました。質問のある方は挙手をお願いいたします。

○木島委員 取組をずっと検討していただいて、私も、議会でも取り上げさせていただいて、丸山市長も、健康づくりのきっかけとしてインセンティブの付与ということによって一歩踏み出していただける方も本当に多いのではないかとということで、この間、様々な検討も進めていただいて当初予算にも計上され、いよいよ事業開始というところまで歩みを進めていただいたということで、高く評価したいと思います。

もちろん、一つのインセンティブというのは言わばきっかけでもあるわけで、この辺のポイントの在り方とか、東京都の事業などとの連携ということも非常に大事なんだろうと思うんです。その上で、最大の目的である一歩踏み出す健康づくりという観点で、当然一人一人がこのアプリを導入することによって少しでも意識を、考えを変えていただいて、健康づくりに取り組んでいただくということが目標になるんだと思うんです。その上で、まずは周知というか、これからどのようにこのアプリを知ってもらうのかというところがまずは先だと思います。今後の広報について、一定程度ここに書いてある部分はあるんですけども、例えば、昨日の総務委員会でも御報告があったLINEなども、時期的にちょっとLINEのほうが後になるのかもしれないんですけども、LINE公式アカウントでの啓発なども含めて、より広く気づいていただけるような取組を期待したいと思いますけど、その辺りについて、改めて見解を求めたいと思います。

○占部健康推進課長 現在、決まっている広報につきましては資料にあるとおりで、令和8年1月1日号市報とか市のホームページ、あとチラシ、ポスターもかなりの数を刷っておりますので、そちらを公共施設等に配架するような形で周知・広報をやっていきたいとは考えているんですが、あとは、今後についても様々な広報手段を使って周知させていただきたいと考えております。

○木島委員 分かりました。ぜひ、PRしていただきたい。ある意味では市民の方も、健康意識の高い方に限らず、スマートフォンにもそれぞれやろうと思えばいろいろな健康を管理するようなアプリも実際にはある中で、当市のアプリを言わば選んでいただくというか、そういう働きかけが非常に大事なのかなと思います。

また、国分寺市国民健康保険データヘルス計画というのがあるんですけども、これは前にも私は紹介しているんですけども、国分寺市の生活習慣の改善意欲がある人の割合というデータがありまして、既に取り組んでいるという方も、国分寺市民の方は実はすごい高いんです。一方で、改善の意欲なしという項目

もあって、これが男女とも東京都及び全国より国分寺市がなぜか高めの傾向になっているということで、言わば二極化しているというか、そういう傾向が少し国分寺市の特徴だということもあるので、ぜひ、そういう層への動機づけというか、きっかけづくりになるといいなと思います。その辺りの事業の目的にかなう取組を期待したいと思いますし、今後、市としてどのようにその目的というか進め方、目指すところを改めて確認しておきたいと思います。

○占部健康推進課長　こちらのアプリにつきましては、実際、触ってみますとかなり内容が充実しているというか様々なメニューがありまして、楽しんで健康行動につなげていけるような仕組みができていますというところまで考えております。

今後につきましても、できるだけ多くの利用者の方、多くの方にダウンロードしていただいて、まずは使っていただいて、その後、市としても使っていただいたことによって健康に結びついているかという分析についてもやっていきたいと考えております。今後も様々な取組をやっていきたいと考えております。

○木島委員　ぜひ、お願いしたいと思います。その後の、このアプリを活用することによってどのように意識が変わっていったかというアンケートなどは必ず取る、どういう手法があるかはいろいろあるとは思いますが、その声はしっかりと確認していくべきなんだろうと思いますので、今後の取組にこの点を期待したいと思います。

○皆川委員長　ほかに質問のある方。

○高野委員　関連して、多分私も、改善の意欲なしとこの間答えたような気がしていますが、それは、自分は結構もうやっているから大丈夫という意味ではあるので、もしかしたら一生懸命やっている人も多いのかもしれないと思いました。これは感想です。すみません。

それで、こういった機会を利用して、どんどん健康づくりに取り組む方を広げるという意味で、実際、使ってもらって口コミとかで広がるという可能性があるとしたときに、3番の対象者なんですけれども、ここに在住・在勤・在学・在活とありまして、いろいろなところで在活という概念があるのですが、市でも使われていて、この在活の定義というのは市には何かあるんですか、あるいはどんな活動を想定されているのか教えていただけませんか。

○占部健康推進課長　在活につきましては、市内で公益的な活動を行う個人というような定義はあるんですけれども、大きな考え方では市内で団体活動とか、そういった何かしらの活動をされているような市民の方を想定しております。

○高野委員　例えば、市内のスポーツサークルに市外から来ている人でもいいということですか。何か証明とかそういうのは要らなくて、登録してもらえばいいという形になっているんですか。

○占部健康推進課長　こちらにつきましては、自己申告になりますので、市内で何かしらそういった団体活動をされているというようなことであれば、こちらをダウンロードして使っていただけるというような形になります。

○皆川委員長　ほかに質問のある方。

○田中委員　先ほど、木島委員が言われたことと同様に私も思います。

ちょっと確認させていただきたいんですけど、これはポイントの上限というのはあるのでしょうか。一番最後のその他のところにあるのは、これはまた別ですね、とうきょう健康応援事業、東京都のポイントの上限は年1回、1,000円と書いてあるんですけど、当市のぶんじ健康ポイントのほうはどのように今、考えられているのでしょうか。

- 占部健康推進課長 ポイントの上限というのではないんですけども、インセンティブの上限はございます。市が発行できるインセンティブの上限、例えば、令和7年度、今年度につきましては、135万円という予算でインセンティブの上限については設定させていただいております。ポイントを使ってその方たちに抽せん等でインセンティブを付与するという形になりますので、ポイントはためていただいて、その中で抽せん等を行いましてインセンティブを付与していくというような形になります。
- 田中委員 分かりました。一生懸命ポイントをためて、もし抽せんを外れてしまうと、それはまたゼロからということになると考えていいのでしょうか。
- 占部健康推進課長 インセンティブ付与のやり方については不公平感が出ないように、今後も様々研究していきたいと考えているのですが、抽せんである以上、確かに外れてしまうこともあるというところは御理解いただければと思います。
- 田中委員 分かりました。健康のための活動を続けていただくことが一番大きな目的かなと思いますので、やる気をそぐじゃないですけど、やる気がなくなってしまってやめてしまうようなことにならないように、続けていただけるように期待しています。終わります。
- 皆川委員長 ほかにございませんか。
- （「なし」と発言する者あり）
- 皆川委員長 では、ないようですので報告事項4番を終了いたします。



- 皆川委員長 では、次に、報告事項5番 **国分寺市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画の策定**についての報告をお願いいたします。
- 荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 資料を事前に送付させていただいております。資料は3つありまして、資料No.5-1から5-3でございます。こちらに沿って説明いたします。
- では、まず、資料No.5-1、国分寺市高齢者福祉保健計画・第10期国分寺市介護保険事業計画・認知症施策推進計画の策定について、御説明いたします。こちらは、現行の計画ですと高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の2本を一体のものとして策定しておりますが、次期計画から認知症施策推進計画も併せまして一体のものとして策定します。それぞれの計画につきましては、資料にあるとおりの法律に基づいて策定するものでございます。
- 次に、計画期間につきましては3年間で、現行の計画が令和8年度までですので、令和9年度からの3年間の計画を策定します。
- 次に、3番の策定体制につきましては、一番最後の3ページを御覧いただきたいんですけども、様々な会議体がありまして、それぞれで意見を伺いながら策定していくんですけども、まず、各種基礎調査を行います。この各種基礎調査につきましては、介護保険運営協議会の御意見を伺った上で策定検討委員会で調査内容について決めまして、調査を行う予定でございます。現行の計画につきましては評価等策定検討委員会で評価を行いまして、それを計画に反映させます。
- また、今後、新しく策定いたします認知症施策推進計画につきましては、今回、新しく設置いたしました認知症施策推進会議での御意見などを反映させて計画案を策定する予定でございます。また、認知症施策推進計画を策定するに当たり、これまでの基礎調査とは別にアンケート調査を行う予定でございます。その内容につきましてはこの認知症施策推進会議で検討するというので、今、進めております。
- 様々な基礎調査や様々な委員会での御意見、また関係団体へのヒアリングで現場や当事者のお声などを

お伺いして、地域ケア会議などでもそういった御意見をいただいて計画案をつくって、最終的に策定検討委員会で計画案を策定し、パブリック・コメントなどを行っていくというような手順で計画策定を予定しております。

次に、資料No.5-2を御覧ください。これから行っていく各種基礎調査などについての説明となります。まず、1番は、7つの基礎調査について表で示しております。最初の2行につきましては、国がこういった調査をするようにという指定の事項がありまして、それに基づいてやるものでございます。それぞれ必要な調査の回答数がありますので、前回の回収率などを基に計算しまして配布数を定めております。

2番の認知症に関するアンケートにつきましては、先ほど申しましたように認知症施策推進会議で中身を今、検討しておりまして、こちらについては配布数を書いておりませんが、今回初めての試みとしてL o G oフォームなどの電子的なもので実施することを考えております。市のLINE公式アカウントなどで周知などを行いながら、電子的なもので収集することを予定しております。それぞれの各種基礎調査やアンケートの中身については、まだ検討中の状況でございます。

次に、資料No.5-3のスケジュールを御覧ください。それぞれの会議体のスケジュールについては御覧のとおりなんですけれども、先ほど申しました基礎調査につきましては、市民参加アンケート調査の欄で、令和8年2月を予定しております。また、認知症の意識調査については来年5月を予定しております。

説明は以上でございます。

○皆川委員長 質問のある方は挙手にてお願いいたします。

○松岡委員 御説明をありがとうございました。今回、初めて認知症施策推進会議が設置されて計画がつくられるということで、資料No.5-2の下の方ではアンケート調査のことが書かれてあります。こちらの対象者に「市内に居住する小中学生及び16歳以上の市民」とあるんですけれども、このアンケートはどのようなことを意識して設定されているのか、あと、どのようなことを聞きたいと実施されるのかということをお聞きしたいと思います。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 今回、新しく意識調査をするところなんですけれども、認知症基本法が施行されまして、新しい認知症観がどれだけ市民に周知といいますか、認識されているかなども含めまして調査を行いまして、その結果に基づいて普及啓発を行っていきたくて考えております。

調査は2種類で、子ども向けといいますか、主に小・中学生を対象にするものと、16歳以上のものと内容を分けて実施を予定しておりまして、中身については今、検討中でございます。

○松岡委員 分かりました。新しい認知症観がどれだけ広がっているかということだったり、ざっくりとしたところをまず聞きたいんだなというところは理解しました。小・中学生の子どもたちを対象にするということ、これは新しいことだろうなと思っています。子どもたちにとっても認知症のことを知ってもらってあたり、お互いに理解するということは大変なところだなと思いますので、なるべく答えやすさであったり、参加しやすいような取組をお願いしたいと思います。

それから、資料No.5-3で、左に会議体として議会、それから介護保険運営協議会、それからその下に3つ、計画策定検討委員会と現計画の評価等検討委員会、それから認知症施策推進会議という新しいものがあると思います。それに役割があり、それぞれ出てくるアウトプットも違うのかなと思うんですけれども、これらの委員会や会議から出てきた御意見や評価などをどのようにまとめていくのかということをお伺いしたいと思います。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 それぞれで会議を行うんですけれども、まず、計画評価等検

討委員会につきましては、年に1回、前年度の計画の実施状況について評価を行います。そちらでまとめた報告を計画策定研究委員会にさせていただいて反映させるということです。あと、介護保険運営協議会につきましては、年に数回実施されておりまして、その検討結果については事務局である高齢福祉課がまとめて、それを計画策定検討委員会に報告しまして反映させるということです。あと、認知症施策推進会議につきましても、主に認知症の部分はこちらの会議で検討することになるかと思うんですけども、その結果についても計画策定検討委員会に報告しまして、最終的には計画策定検討委員会で計画案を策定していくというような流れになっております。

○松岡委員 それぞれの会議体でまとめたことを計画策定検討委員会に報告していくというところを理解しました。特に認知症施策推進会議は、新しいところだと思いますので、こちらも、ぜひ、丁寧に進めていただきますようお願いいたします。

最後に一点確認です。市民参加で行われる先ほどお聞きしたアンケートであったり、それから令和8年度に行われる認知症アンケート調査、それから関係団体ヒアリングなど、これらの内容については、議会に報告されるのか、そこだけお伺いして終わりたいと思います。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 こちらのアンケート、各種基礎調査につきましては、内容が決まり次第報告という形にはなるんですけど、時期によってはポスティングという形で御報告させていただくことになるかと思うんですが、お知らせはいたします。また、認知症につきましては来年度の実施になりますので、実施前に議会へ御報告させていただきたいと考えております。

○皆川委員長 ほかにございませんか。

○星委員 資料No.5-2について、幾つか確認させていただきたいと思います。2番の認知症施策推進計画については松岡委員が聞かれていましたので、私は1番の調査です。これから内容を考えるということをおっしゃっておられまして、私自身はこの間、一般質問でも取り上げてまいりましたが訪問介護のことがやっぱり気になっていまして、2024年は2事業者が閉鎖したということです。昨日の新聞を見ますと、全国で1月から11月で訪問介護事業所の倒産が85件で3年連続過去最多を更新したという記事もありました。私自身は、在宅で過ごしていくための必要なこととして考えているんですが、高齢福祉課としては、これからアンケートの内容を考えていくに当たって、国分寺市の高齢福祉と介護の今の現状を見たときに、どの辺に力を入れて今回は集約していきたいと考えているのか、その辺の問題意識をお聞かせいただければと思います。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 まだ内容につきましては検討中のところではございますけれども、例えば、介護人材の人材不足という課題とか、そういったところについても各事業所に意見を言うていただけるような形での調査内容を検討しております。また、その後に来年度に関係団体ヒアリングとして各事業所の連絡会議などで聴いていく機会もございますので、国の動向を踏まえながら、適時的確に事業所の現場のお声を伺えるような形で考えております。

○星委員 最後の部分で、実態が見えないと課題も見えてこないと思いますので、そのところはしっかりとお願いしたいと思います。

一つ質問ですが、他産業と比べて介護で働いている皆さんの給与水準の低さということも、事業者の団体は課題視しているんですけども、他職種との給与格差拡大を防ぐことが人員確保につながっていくという考えも度々報道でも示されておりますが、事業者の皆さんに聴くに当たって、賃金水準の把握みたいなことは考えておられるのか、やってほしいという意味で言っているんですけども、その辺りをお聞かせ

いただければと思います。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 主に市でできる施策を考えていく上で必要になるところを調査する予定ですので、賃金水準をずばり聞くようなことはないかとは思いますが、ただ、いろいろな思うところ、御意見を自由記述でいただくところがありますので、そちらで御意見をいただきまして、市で考えてできる施策は市でできますけれども、国全体で必要などころについては東京都を通して声を上げていくなどを考えております。

○星委員 市民の皆さんの生活が一番分かるのが市ですので、そのために事業者の状況を把握して、市長会等を通じての要望等につなげていただきたいと思います。市でできることと、要望していくこととあると思いますので、その辺りをお願いしたいと思います。

○皆川委員長 ほかに質問はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 ないようですので、報告事項5番を終了いたします。



○皆川委員長 では、次に、報告事項6番 **令和7年10月1日付けの児童生徒数等推計と同推計を踏まえた市立小学校及び中学校の35人学級の実施に係る対応**についての報告をお願いいたします。

○村上学務課長 令和7年10月1日付けの児童生徒数等推計と同推計を踏まえた市立小学校及び中学校の35人学級の実施に係る対応につきまして、報告させていただきます。

小学校につきましては、今年度より全学年が35人学級となっておりますが、中学校につきましては、今後の法改正を見込み、東京都より35人学級実施に向けた学級編制基準の改正予定が示されたことから、引き続き御報告させていただくものとなります。

資料No.6について御説明させていただきますが、こちらの1ページから3ページは私から御説明させていただきます。4ページ以降は、教育総務課長から御報告させていただきます。

資料の1ページ、2ページにつきましては小学校、3ページにつきましては中学校の推計となっております。こちらは令和7年10月1日の児童・生徒数を基礎といたしまして、住民登録者数及び入学率、また国分寺市まちづくり条例に関わる開発戸数等を勘案しました結果、算出させていただいたものとなっております。

3ページをお開きください。こちらの中学校に関するところだけ報告させていただきますと、従前より1年生、第1学年につきましては35人で学級編制を行っておりましたが、東京都より令和8年度以降の段階的な35人学級への引下げが示されているところから、令和9年度に2年生、令和10年度には3年生までの全学年を段階的に引き下げる内容で学級数を算出し、35人学級となっているところを網かけでお示しさせていただきます。

私からは以上です。

○廣瀬教育総務課長 次に、資料の4ページからを御覧いただきたいと思います。この資料では、学務課からお示した児童・生徒数等の推計を踏まえまして、当課のほうで全小中学校の35人学級の実施に向けて、学級数の増減の推移と教室確保の必要性等について分かりやすく示した表でございます。

4ページ、5ページともに表の左側の項目について、一番上の令和7年度の項目は今年の10月1日時点の各小中学校別の学級数の実数でございまして、その下の令和8年度から令和12年度までの各項目の小中学校別の数字は、これら5年間の各年度当初における学級数を示しております。その下の項目(A)はこ

れら5年間の各学校別の最大学級数を、さらにその下の項目（B）は各学校別の保有教室数を、そして一番下の項目（B-A）は現時点の各学校の施設環境において普通教室へ転用できる教室数をそれぞれ示しております。ここにマイナスがついている学校につきましては、現時点において今後普通教室が足りなくなることが見込まれているため、教室確保のための修繕対応や工夫が必要になることを示しております。さらに、一番下の枠外の網かけの凡例表記につきましては、本資料の各年度中に想定・イメージする校舎内の教室の修繕対応について示しております。

以上、これらの状況を踏まえながら、本市の小中学校の35人学級実施に向けた学校施設環境について今後さらに検討を加えまして、その取組の推進を図ってまいります。

報告は以上でございます。

- 皆川委員長 報告が終わりました。質問のある方は挙手をお願いいたします。
- 松岡委員 御説明をありがとうございました。この児童・生徒数の推計が出されていて、小学校では今後5年間で人数が少なくなり、計算したところ全体で15教室が余るといいますか足りてくると。中学校では20クラスがプラスになっていまして、ここが気になる場所です。中学校3校では、5ページの資料によりますと教室不足が出てくるということがありますが、まず、どのように対応される予定なのか、今の段階での見解を伺います。
- 廣瀬教育総務課長 こちらにお示ししておりますが、現時点でイメージしておりますのは、修繕あるいは教室の転用・転換といったことを図っていった確保していくということを現時点で考えております。
- 松岡委員 分かりました。どんな教室を転用していくかというところはまだ決まっていないという理解で大丈夫ですか。
- 廣瀬教育総務課長 詳細につきましては、今後検討を進めてまいります。旧パソコン教室とか、あとは多目的室とか、今はそういったところをイメージしているところがございます。
- 松岡委員 分かりました。教育委員会の定例会でも御意見があったことは傍聴して聞いていたんですけども、私のほうにも、サポート教室だったり特別支援教室、通級のほうのクラスなどを多くというか、もうちょっと増やしてもらえたらいいのになという声は伺っているところです。なので、こういったところは確保していただいてもいいつつ、でも教室が足りなくなるというところで、それ以外のところで工夫していただけたらと思っています。  
小学校では学級数が減っているというところもあり、4ページの表だと、余ってくるという言い方がいいのか分からないのですが、足りてくるということがありますが、この教室はどのような目的で使用するかとかということについて、現時点での、見解があれば教えてください。
- 廣瀬教育総務課長 子どもたちの学習空間、生活空間で、よりよいもの、よりよい使い方をしていきたいということで現時点では考えてございます。
- 松岡委員 分かりました。この推計が正しくなれば、子どもたちの生活や学習にゆとりがあるような場所になっていくといいかなと私も思います。国分寺市では、今、まだ増えていますけれども、減っている学校ではフリースペースが出てきたりとか、ランチルームが出てきたりとか、そういったところもあるので、こういったところを研究していただいて過ごしやすいような部屋に、もし、これが実際に行われるのであればお願いしたいと思います。
- 皆川委員長 ほかに質問のある方はいらっしゃいますか。
- 木島委員 先ほどの学童保育所の件もそうなんですけど、保育のこともそうですし、毎年様々な状況に

ついて、このように報告はいただくと思うんですけど、なかなか予測が本当に難しいというか、その都度、全力で関係各課、全庁的に、多分、御対応いただいているという状況なんだと理解しています。公共施設全体のマネジメントの在り方とかも、昨今の物価高とか資材高騰とか様々な課題を抱える中で、必ずしも個別施設計画で描いたとおりの状況になっていないというか、ただ、計画があるからというよりも、その都度、必要とされるニーズが変わってきたりとかもあるので、あまり計画自体に縛られずに柔軟に対応していくということが、これから、多分、求められるんだと思いますので、そういった意味でも、とにかく子どもたちの学びの環境ということは、最優先で対応していかなければいけない場だと思います。今後、大規模改修などもあるのかと思いますが、そういった計画的にやっていく上での財政上の課題というか、その辺りを、今、どのように捉えているのか、ちょっと大きな話になるかもしれないんですけども、どういう状況なのか、学校施設の状況について確認させていただきたいと思います。

○廣瀬教育総務課長 全体的なところを私からどこまでお話しできるかというのはちょっと分かりませんが、35人学級については、コロナ禍の令和2年度に唐突にこういった法案が出されて、それで年度末に可決、成立して、翌年の4月1日から施行という形でございます。その後、小学校の35人学級が完成した後は、今度は中学校もやっていくんだということで、まだ法改正はされておませんが東京都はやると言っておりますので、これまでも学校施設の整備は、私どもも計画に位置づけて着実に実施してきたところでございますけども、こういった他の要素といいますか、国分寺市の特性もあるかと思うんですけども、そういうことによって、一定優先せざるを得なかったというものが入ってきてございますので、当然財政状況をしっかりと踏まえ、また、委員におっしゃっていただいたように社会状況も注視しながら進めていきたいなというところで考えてございます。

○皆川委員長 ほかに質問のある方はいませんか。

○高野委員 いろいろと対応せざるを得ないという面もありつつも、一つだけ確認させてください。資料の2ページの表の一番上、第六小の児童数の推計ということで、令和7年度は1年生だけ見たら112人で学級数が4ということで、これを割ると1学級当たり28人です。分かりやすく言うと、令和12年度の六小の1年生は90人で学級数が3に減ると1学級当たり30人で、6年たつと若干、2人くらい増えるといった想定になっちゃうんですけど、これを4のままにしておくのと少人数化が進むと単純に思ったんですけど、やっぱりこのように配置をしなくちゃいけないということになっているわけですか。

○村上学務課長 小学校につきまして、35人学級で編制するということでこうなっていますので、各学年別の人数につきましては、基本的に令和8年度以降も2年生以降につきましては、学年進行と開発状況に応じた加算をしているところでございまして、たまたま、こちらの第六小学校のこの学年については、プラスがなかったという考え方で、こういうお示し方をしているところでございます。

○高野委員 何となく、時代が進むと少しずつ少人数化が進んでいく。少人数のほうがいいとなれば、6年たってクラスの子どもの数が増えるということに、もし、なってしまうとすれば、ちょっと悲しいなと思いました。これは、東京都の今の立てつけだということですが……。これは国の標準ということですか。でも、それを超えてはいけないけども、もっと少人数化を頑張ることはいいわけですね。そこは持ち出しになるということですね。でも、同じ市民の子どもが、前は28人だったのが、時がたつと増えるという状況を許しちゃうというのはちょっと悲しいと思ったんですが。だんだんと少なくなっていく、少しずつよくなっていくというほうが希望を持てませんか。

なので、そこは基準を変えるのではなくて、独自加算でその人数にして、それで、一般質問でもお話し

したように、市独自の雇用というのが、一つ意味があるのではないのかなと感じたんですけども。

○村上学務課長 御意見は分かりましたけれども、こちらは法律に基づく標準があることと、併せて東京都の配置基準等もございますので、こういったところをお示しせざるを得ないというところかなと思います。

○皆川委員長 ほかに質問のある方はいらっしゃいますか。

高野委員、よろしいですか、悲しいと言っていました。（「大丈夫です」と発言する者あり）  
ほかによろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○皆川委員長 では、ないようですので、報告事項6番を終了いたします。



○皆川委員長 続きまして、報告事項7番 **令和6年度第2次国分寺市教育ビジョンに基づく主要施策の点検及び評価**についての報告をお願いいたします。

○廣瀬教育総務課長 では、御報告いたします。教育ビジョンにつきましては、本市における教育行政の方向性を示す教育基本法の規定に基づく法定計画でございまして、資料No.7は、令和2年度から令和6年度までの前計画の総括評価で、過日の教育委員会の定例会において決定しております。

まず、冊子の2ページからなんですけども、項番1の点検・評価制度の概要のほか、項番2の点検・評価の方法、3の学識経験者の知見の活用についてなど、それぞれお示ししてございます。

そして、冊子の9ページをお願いしたいんですけども、このページからは前年度における教育委員会の組織構成を、11ページからは教育委員会定例会及び臨時会の議事、報告案件などを、また18ページからは教育委員会委員の各活動内容をそれぞれ取りまとめてお示ししておりますので、お読み取りいただきたいと思えます。

次に、冊子の20ページをお願いいたします。ここからが実際の主要施策の点検・評価の内容になりますけれども、表記の構成を若干説明させていただきます。

冊子の22ページをお願いいたします。こちらの上段の枠内の取組の柱1、人権教育の推進の下の次の項目、項番1、主要施策の進捗状況・達成状況評価の左側のNo.の各主要施策について、23ページにまたがっております令和6年度の欄の枠内にその取組状況、その下段には「5」とある数値評価を、さらにその下段の項番2、成果指標の達成状況評価では、各主要施策に基づいて位置づけをいたしました①と②の2つの生活指標について、同じく23ページにまたがっております令和6年度の欄にその実績、説明、そして評価をそれぞれ取りまとめて記しているほか、冊子の23ページの最上段でございんですけども、こちらには5年間の達成状況評価について記しております。これらの取組状況のフォーマットに基づきまして各取組の柱別に整理して、冊子の22ページから75ページまでお示ししております。大変恐縮でございますけども個別の内容につきましては、お時間の関係もございましてお読み取りいただければと存じます。

そして、冊子の21ページ、電子データでは25ページになりますが、こちらを御覧いただきますと、各取組の柱別の総合評価について一覧にして、一番右側に4段階でお示しをしております。

最後に、77ページからを御覧ください。ここからは法の規定による事務執行状況の点検・評価に当たっての学識経験者の知見の活用につきまして、お二人の有識者からいただいた御意見を取りまとめてお示ししております。内容につきましては、各表記をお読み取りいただきたいと思えます。

今後につきましては、市のホームページ等で法の規定に基づく公表を行ってまいります。

大変雑駁で恐縮ですけれども報告は以上でございます。

- 皆川委員長 報告が終わりました。質問のある方は挙手をお願いいたします。
- 星委員 ページ数でいうと78ページ、学識経験者からの意見のところでは一点だけ。このあとの不登校のところにも関わるので、ここに出てきていることを確認したいんですが、78ページの下から4行目にTSU・NA・GUプランということで、この学識経験者は評価しているという感じのことを書かれています。TSU・NA・GUプランの説明と、今年度の動きはどうなっているのか、この2点をお願いいたします。
- 關学校教育担当課長 TSU・NA・GUプランにつきましては、教育委員会と学校が不登校対策に係る各取組を共有するためのものとなっております。昨年度、令和6年度にTSU・NA・GUプランとして一覧にまとめまして、学校と教育委員会で取組内容を共有したところとなっております。今年度につきましても、令和7年度を取組を年度当初、学校と教育委員会で取組状況を共有化したところがございます。
- 星委員 今年度も継続中の事業ということで、ホームページで検索すると教育委員会の議事録でしか出てこなかったもので、検索した範囲では、分かりました。また後で不登校のところに関連してお聞きしたいと思いますので、以上です。
- 皆川委員長 ほかに質問のある方。
- 高野委員 26ページの成果指標のいじめの指標なんですけれども、これはもしかしたら前もお話したかもしれないんですが、認知したいじめのうち、聞き取りや話し合い等の対応を図った件数の割合で、これはずっと100%になっていまして、この指標でいつから100%達成が続いているかということを確認させていただいてよろしいでしょうか。
- 關学校教育担当課長 こちらにつきましては、令和2年度にこのような指標で設定しておりますので、そこから各学校が徹底して取り組んでおりますので、教育委員会と共に内容を確認し、いじめ防止に取り組んできているところとなっております。
- 高野委員 ここで提案というか、そろそろ次の指標を検討すべき時が来ているのではないかという疑問を持っております。例えば、総務省の平成30年調査報告書というのを見たんですけど、ある市が独自に調査をして、いじめが深刻な事態ほど誰にも相談できなかったことが判明したと、相談ができたなら7割が完全改善に向かったと。そこで、いじめを受けて誰かに相談した子どもの割合とか、あるいは誰かに相談していじめが改善した子どもの割合というのを新たに成果指標にしたという取組があるということを総務省が調査しておりました。これは例えばの話なんですけれども、そういう100%でずっとやっていけば、それはそれで意味があることだと、非常に大事な取組だと思うんですけども、逆にもう100%ずっと続いているということを繰り返すよりは、またちょっと違う、さらに深掘りをして新たな指標を取り入れるとか、そういった検討とか研究するのはいかがでしょうか。
- 關学校教育担当課長 今年度からスタートしております第3次国分寺市教育ビジョンにおきまして、同じ主要施策として、いじめ防止に向けた取組の充実を位置づけております。その目標指標といたしまして、「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」ということで、全国学力・学習状況調査の肯定的な回答をした児童・生徒の割合を位置づけているところとなっております。委員からお話いただいた内容に関しましては、各学校の取組、また教育委員会の取組というところで参考にさせていただければと思います。
- 高野委員 よろしくお願いします。ぜひ、研究をお願いしたいと思います。終わります。

○皆川委員長 ほかに質問のある方はいらっしゃいませんか。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 それでは、報告事項7番を終了いたします。

次は8番なのですが、ここで10分程度休憩したいと思います。

午後3時38分休憩

午後3時51分再開

○皆川委員長 それでは、休憩を閉じまして委員会を再開いたします。



○皆川委員長 それでは、報告事項8番 **第3次国分寺市教育ビジョン子ども版**についての報告をお願いいたします。

○廣瀬教育総務課長 御報告いたします。令和5年から約2年間の長きにわたって検討を行い、今年2月に策定いたしました第3次国分寺市教育ビジョンにつきまして、新法、こども基本法の趣旨を踏まえまして本ビジョンの子ども版を策定いたしましたので御報告するものでございます。資料No.8を御覧いただきたいと思っております。

まず、1ページです。こちらは、そもそも第3次国分寺市教育ビジョンとはどのようなものなのかということ、計画期間とともにごく簡単に分かりやすく記しておりまして、計画策定の際に大切にしたこととして、2ページには市民アンケートの実施について、3ページでは今後の本市の教育の推進に必要な視点を本体計画のほうから引っ張り、それぞれ子どもたちに分かりやすく示しております。

4ページと5ページは計画が目指す方向性について記しておりまして、4ページは本市が目指す学びのまちの姿を、5ページは、その学びのまちの姿の実現のために定めた4つの大きな方向性をそれぞれ分かりやすく示しております。

そして、6ページから9ページまでは、子どもたちの生の声を捉え、子どもたちが身近な学校生活、社会生活の中でイメージできるような具体的な施策の各取組例を、5ページのローマ数字に示した4つの大きな方向性別に、6ページから9ページまでの各ページに分類・整理をして示しております。

そして、最後の10ページでは、子どもたちが思い描く未来の姿を今年度の児童会・生徒会フォーラムの中でまとめて報告してもらい、それらの生の声を取りまとめて記し、これら子どもたちが描く未来の実現に向けて、この第3次国分寺市教育ビジョンの取組を進めていきますよということを最後に掲げて締めております。今後はこれら子どもたちが思い描く未来の姿の実現に向けまして、庁内、学校、関係機関、そして市民の皆様と十分な連携を図りながら、第3次国分寺市教育ビジョンに位置づけられました各取組の推進を図ってまいります。

簡単ですが報告は以上でございます。

○皆川委員長 報告が終わりました。質問のある方は挙手をお願いいたします。

○松岡委員 御説明をありがとうございました。この国分寺市教育ビジョンの子ども版は平易な言葉で書いていただいて、とても分かりやすくつくっていただき、ありがとうございます。感謝しています。

この中に小学6年生と中学3年生の子どもたち、それから16歳以上の市民アンケートの言葉をまとめたものとありましたけれども、この子ども版自体はそもそもどんな年代の子どもたちを対象にしている、どんなシチュエーションで読むことを想定しているかということをお伺いしたいです。今まで、もしかし

て、議論がありましたら恐縮なんですけれども、お願いいたします。

- 廣瀬教育総務課長 対象年齢ですけども、委員のおっしゃったとおり本体計画の策定検討時に意見聴取を実施いたしました小学6年生の児童、またそれ以上の中学生の生徒を対象とした想定であります。ただ、ルビを振って、挿絵も適切なものを手作りで載せておまして、小学6年生未満の児童にも読んでいただいて、本市の教育の取組を身近に感じていただいて理解を深めていただいて、そして地域への愛着をさらに持っていただきたいと考えているところでございます。
- 松岡委員 分かりました。小学6年生と中学生ぐらいということで理解したところですよ。挿絵などがあるのでもっと小さい子が対象なのかなと思いきや、中身としては、小学1年生から小学3年生とかだと少し難しいこともあるのかなと思いつつだったのでお聞きしました。これについては、今後、どのように活用されるのかということ想定しているのかも伺いたしたいと思います。
- 廣瀬教育総務課長 それでは、まず、私のほうから、今回は冊子という形は作らずに、GIGA端末で配信していくという形で考えておまして、そのために、わざわざ横長のレイアウトにしたりとか、見やすいような形で工夫を図ってきてございます。
- 關学校教育担当課長 学校の授業の中でも、こちらの計画というものが市の教育委員会としての取組になって自分たちの学校がこのようにつくられている、こういう思いがあって今の姿があるということが、子どもたちが授業を通して理解につながるものとなりますので、教材としても活用できるものと想定しております。
- 松岡委員 分かりました。最後のところは私も求めたいなと思っていたところでした。自分たちの声がこの2ページに載っていますし、これに入っていなかったとしても、お友達の意見がもしかしてあるかもしれないといったような当事者の意識で見られるところもあるのかなと思いますので、そのために横長でつくられているということも理解できました。ぜひとも活用していただいて、自分がまちをつくっていくということまでつなげられるといいかなと思いますので、よろしく願いいたします。
- 木島委員 今回の松岡委員からの御提案も含めて、私も本当にそういう思いを持っています。とてもいいものをつくっていただいたなと思っていますし、また併せて、国分寺市総合ビジョンに関わるこくぶんじ未来計画書というもの、これも子ども版です。この取組もとてもいいなと思っていますし、なおかつ、学校の中でこくぶんじ未来計画書のいろいろな授業をされていますよね、その様子がホームページかSNSで見ることでもできたんですけれども、子どもたちにとって自分事としてというんですか、そのように捉えられる本当にいいきっかけになるんだろうと思いますので、御協力いただいた学校の教員の皆さんにも本当に感謝申し上げたいなと思いますし、ぜひ、活用できるものはしっかりと活用しながら、また、国分寺学の流れもいい流れも出てきているので、ぜひ、こういう取組が進んでいくといいなと思いましたので、答弁は求めませんので、感想めいたことで申し訳ないですけども、高く評価したいと思います。
- 皆川委員長 ほかに御質問のある方はいらっしゃいませんか。
- 鳥居副委員長 皆川委員。
- 皆川委員 課長のほうから報告がなかったんですが、今回これを作成するに当たり、挿絵も手作りということをおっしゃっていましたが、まさしく挿絵も職員の方が描かれたということをお聞きしました。なかなか担当のほうは言いづらいなと思ひまして、私のほうからあえて申し上げさせていただきました。それも含めて感謝します。

あわせて、子どもの意見の中の10ページでは、「みなさんはどんな未来を思い描いていますか？」とい

う中に「いのちと笑顔を守りたい」ということがあるんです。「いのちを守りたい」という言葉が子どもから出るということ自体が、社会のありようとして、本当に私たち大人に突きつけられている課題だなど思いました。子どもの自殺の問題等々、そういうことを見聞きする中での、こういう言葉に集約されたかなというように思いました。

こういう一つ一つの項目があるんですけども、これを何か具体的に、その後、現場の中でつなげていくというようなことですか、活用はされるというのは理解したんですけども、何か児童・生徒の施策につなげるとか、そういう言い方はできないと思うんですけど、何か取組として考えていることがあるのか、どのように取り組まれていくのか、その点についてお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○關学校教育担当課長 実際には学校現場では、小学校では社会科、また、中学校では社会科の公民的分野で、市の取組というのを学ぶ授業がございます。その中でまさに今回この国分寺市教育ビジョンの子ども版を活用して、市の取組というものを子どもたちが学ぶ一つのきっかけとなる教材になると考えております。

○皆川委員長 ほかにこの件につきまして質問はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 ないようですので、報告事項8番を終わりたいと思います。



○皆川委員長 では、次に、報告事項9番 **国分寺市特別支援教育推進委員会の最終報告**についての報告をお願いいたします。

○關学校教育担当課長 資料No.9-1を御覧ください。令和8年度以降の国分寺市における特別支援教育の方向性を示すため、今年度、国分寺市特別支援教育推進委員会を設置し、全5回の検討を行いました。その検討内容がまとめ、委員長から教育委員会に報告されたものが本報告書となっております。今後、本報告書を踏まえ、第5次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）案を作成し、パブリック・コメントを実施してまいります。パブリック・コメント実施後に意見の反映について検討した後、2月の教育委員会にて最終案を議案として提出していく予定となっております。

報告書の内容ですが、4ページの目次を御覧ください。全体の構成といたしまして、9つの大項目に分けてまとめております。

5ページを御覧いただければと思います。こちらの計画が第3次国分寺市教育ビジョンの個別計画であることから、計画期間につきましても次期の教育ビジョンと関連させ、令和15年度に次の特別支援教育基本計画の検討を進められるよう、期間を8年間としております。

6ページ以降が具体的内容となっております。

また、資料No.9-2を御覧ください。こちらは、本報告書を基に子ども版案を作成いたしました。こちらを用いて、今後、子どもからの意見募集を実施していく予定としております。目的や対象、実施方法等は御覧のとおりとなります。子どもの意見募集を踏まえ、本計画を子どものニーズをよりの確に捉えた実効性のある計画としてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○皆川委員長 報告が終わりました。質問のある方は挙手をお願いいたします。

○高野委員 御報告ありがとうございます。お伺いしたいことは、資料No.9-1の15ページの一番下のところです。学校アンケートからの成果と課題のところ「行事に関しては、運動会や学習発表会で、特別

支援学級に在籍している児童は全員、通常の学級の交流学級に入って実施した」ということなんですけども、これは、全ての学校で行事における交流がなされているということによろしいんでしょうか。

○關学校教育担当課長　こちらは市内の特別支援学級を設置している学校において、このような交流を行っているところがございます。

○高野委員　設置しているところは全て行っているということなのですね、分かりました。

あと関連してお伺いしたいのは、給食で交流給食というのがあると認識しているので、そういったものは実施されていらっしゃるのでしょうか。

○關学校教育担当課長　ある中学校におきましては、通常学級に在籍している生徒が特別支援学級を訪問し、そこで給食を食べるといった交流を行っております。

○高野委員　やっていたらいいところもあるのですね、分かりました。

あと、教科交流というのがありまして、ここを増やしていくことが課題とあるんですが、課題となっているということは、どんなことがネックになっているのか、教えていただけますでしょうか。

○關学校教育担当課長　今、委員からお話いただいた内容につきましては、特別支援教育推進委員会の中でも大きく協議があったところです。実際の保護者にも委員として参加いただいております、協議の中では、「子どもによっては、教科交流へ行くというよりは、少人数の中で学習することのほうが安心して学ぶことができる。無理やり教科交流で大人数の一斉授業に入るのは避けたほうがよい」などの協議があったところです。子どもたちの実態に応じて実施していくということが非常に重要になっていると考えております。

○高野委員　御丁寧な答弁ありがとうございました。この辺はもう議論されているということで、了解いたしました。

○松岡委員　御説明をありがとうございました。こちらの特別支援教育推進委員会は全5回を終えて、今の学校現場の様子であったり、ここに出席されていた委員の皆さんからの生の声というのは本当に貴重だと思っておりまして、ここに報告された声というのは、とてもそれが分かりやすく載せてあるかなと認識し、今の私の所感として思っているところです。とても重要な内容だと思っています。これを基に計画案を今後つくり、パブリック・コメントが再来週頃から始まるという報告もお聞きしたところです。

そこでお聞きしたいのが、資料No.9-2の子ども版に係る子どもからの意見募集について、一般質問で少し触れさせていただいたところでもありますが、2番の対象のところ、小学6年生と中学3年生の各学校2学級で、その学級の設定は学校による抽出とありますが、このようにされている理由があれば教えていただけますでしょうか。

○關学校教育担当課長　こちらの子どもからの意見募集の実施に関しましては、昨年度、第3次国分寺市教育ビジョンで子どもに対するアンケートを行った内容に準じた形で実施しております。そのため、小・中学校15校全校で実施するものの中でも2学級を抽出することによって、十分意見はこちらとしても集約できると捉えております。

○松岡委員　考え方について、分かりました。先ほど、学級数も出ていたと思いますけれども、2学級という半分以下の学校もあるかもしれないなという中で、どのような理由なのかなということが気になったというところでした。たくさん事務作業が多くなるということも確かに分かるころではありますけれども、なるべく多くの子どもたちの参加というところも大事だと思いますので、可能であれば、今後、検討してもらえたらということをお願いさせていただきます。

こちらの意見募集は12月8日から22日までということで、まだ学校がある冬休み前の期間だと思うんですけども、これは授業の中で回答する時間などを設けるのか、そのようなところもお聞きできたらと思います。

○關学校教育担当課長　こちらは学校との調整を全て終えたところではございますが、学校によっては授業外で実施する学校、また、こちらの子ども版につきましては授業の教材として活用して実施したいというようにお話をいただいた学校がございますので、授業以外で行うところと授業の中で行う学校がございます。

○松岡委員　分かりました。それぞれの学校にお任せして、様々な形で参加するという事なのかなと思いました。教材としてという取組はとてもよいなと思います。

あと、学校に行っていない子どももいると思いますし、不登校についての言及も一部あるところがあるんですが、そのような子どもに対して、何か考えられていることがあれば教えてください。

○關学校教育担当課長　こちらの意見募集に関しましては、そもそも前提といたしまして任意の回答となっております。あくまでも強制ではない形となっておりますので、不登校の児童・生徒におきましても、GIGA端末で教員のほうが子どもたちの端末に送信いたしますので、それに基づいて回答が可能であると捉えております。

○松岡委員　分かりました。子どもたちで答えないという思いがある不登校の子たちがいらしたら、ぜひ、お願いしたいなと思っていますところでは。

あと、こちらの子どもの意見募集はとてもよい取組だと思っていますが、限られた子どもたちと期間でやるというのは、やはりそうだと思うんです。再来週からパブリック・コメントの募集があるということで、計画案はまだ出ていませんが、計画案とともにこの子ども版もパブリック・コメントの対象にしたり、または一緒に公表してみてもどうかと思っていますが、こちらについてはいかがでしょうか。

○關学校教育担当課長　パブリック・コメントにつきましては、次期の計画案への意見をいただく内容としておりますので、子ども版を掲載して意見をもらうということは考えておりません。

○松岡委員　とても分かりやすく、大人にとっても非常に親しみやすいと思いましたので、こういった取組をしているということを市民の方に知らせるということもいいかなと思って質問させていただきました。パブリック・コメントの対象にはならないということであれば、ホームページに記載していただけたらいいかなと思っていますが、これについてはいかがでしょうか。

○關学校教育担当課長　子ども版のホームページへの掲載については、どの段階で、どの時期でということも含めて考えてまいりたいと思います。

○皆川委員長　ほかに質問はありませんか。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長　ないようですので、報告事項9番を終了いたします。



○皆川委員長　では、次に、報告事項10番 **不登校児童生徒数及びいじめの件数並びに不登校支援についての報告**をお願いいたします。

○關学校教育担当課長　令和6年度不登校児童生徒数及びいじめの件数について、御報告いたします。資料No.10を御覧ください。

資料上段は、国分寺市立小・中学校における不登校児童・生徒数を表したものです。表の一番右にある

数値が令和6年度の本市の状況となっております。本調査においては、1年間の中で病気等を除く理由で学校を30日以上欠席した場合、不登校として計上いたします。令和6年度は小学校が117人で、出現率は1.86%でした。中学校は145人で、出現率は6.11%となっております。令和5年度と比べますと、小・中学校とも出現率が上がっているところとなっております。これは、中段にあります東京都と全国も同様の増加傾向となっておりますが、小学校、中学校ともに国分寺市は国や都の出現率を下回っている状況です。このような状況を踏まえまして、令和7年10月に不登校支援に関する連携協定を締結いたしました。こちらについては、後ほど御説明いたします。

次に、資料下方のいじめの件数についてです。令和6年度調査のいじめの件数については小学校が1,182件、中学校が58件という結果となっております。令和5年度と比較いたしまして小学校では認知件数が微増し、中学校では微減という結果となっております。

続いて、2ページを御覧ください。令和7年度第1回いじめに関する調査の結果について、御報告いたします。今回は令和7年4月1日から令和7年6月30日までを期間として調査いたしました。資料左上の表の3行目を御覧ください。学校が認知したいじめの件数は小学校が534件、中学校が31件となっております。資料右側は学校が認知したいじめの件数で、令和4年6月から令和7年6月までの経年変化となっております。昨年度の同時期と比較しますと小学校では減少し、中学校では増加となっております。小学校における認知件数の減少につきましては、いじめを許さないという意識が児童に浸透してきたことにより、教員のいじめの認知の感度はそのままにしながらも、いじめそのものの減少につながったものと考えているところです。

認知したいじめの内容ですが、小学校、中学校ともに最も多いのは暴言・悪口等となっております。続いて多い内容といたしましては、ふざけているかのように行われる嫌なこと・恥ずかしいことなどをされる、させられる、軽い暴力などが挙げられます。

続いて、右下のグラフを御覧ください。「いじめられている人を知っている」と答えた人数は小学校で153人、中学校で23人となりました。昨年度の同時期と比較しますと小学校で減少、中学校で増加となっております。

最後に左下の表を御覧ください。6月調査で学校が認知した件の1学期末の対応状況です。小学校、中学校ともに全てが観察中となっております。今回の調査において、重大事態や重大事態の疑いとなる事案は報告されておりません。今後も児童・生徒の現状の把握や家庭及び関係機関との連携などを通して、いじめの未然防止、早期発見・早期対応への取組を徹底的に学校と共に進めてまいります。

最後になります、3ページを御覧ください。「すべての子どもたちの学びを保障するために～不登校支援に関する連携協定について～」です。令和7年10月2日に国分寺市教育委員会が、教育支援の最前線で卓越した実績を重ねてこられた認定NPO法人カタリバと公益財団法人日本財団の両団体と不登校支援に関する連携協定を締結いたしました。これまで不登校総合対策TSU・NA・GUプランの下、どこにもつながっていない不登校児童・生徒をゼロにするという目標に向けて、本市の教育支援センタートライルームの運営をはじめとする様々な取組を推進してきたところです。今回の連携協定は、これらの実践をさらに発展・深化させる機会と捉えております。

まず、今年度は支援が届きにくい児童・生徒への確実なアプローチとして、連携1としてフリースクール等との連携の強化に加え、連携2、教育支援センターの機能強化を推進し、子どもたち一人一人が自分らしく学び、成長できる環境を整備してまいりたいと考えております。今後は担当者と連携しながら、国

分寺市に住む全ての児童・生徒とその保護者の皆様が安心して相談でき、必要な支援を受けられる包括的で重層的な不登校支援を受けられるよう体制を構築し、誰一人取り残さない教育の実現に向けて取り組んでまいります。

報告は以上となります。

○皆川委員長 報告が終わりました。質問のある方は挙手をお願いいたします。

○高野委員 御報告ありがとうございました。カタリバとの連携協定では、NHKに古屋教育長が出ていてびっくりしまして、思わず録画したところでもあります。大きな動きがあるのかなと認識しておりますけれども、いろいろな取組ありがとうございます。

不登校についてですけども、結構長く活動された方にお聞きすると、当事者との連携が何より重要だというお話を伺って、今のこの御報告の中では多様な学び支援についての協議会（仮）が当事者連携の形になるという認識でよろしいのでしょうか、どのような形で進めていらっしゃいますか。

○馬場学校指導課長 今後、こういった多様な学びの支援ということで、協議会をどのような形で開いていくとより効果的なのかということも含めて、今回この両団体と一緒に学びながら実施していきたいと考えております。

○高野委員 当事者団体とも連携していくという理解でよろしいのでしょうか。

○馬場学校指導課長 様々な不登校の保護者の会だとか、またフリースクールだとか、様々関わられている方がいらっしゃいますので、そういう方たちとどのように連携していったらいいのかということも含めて今後研究してまいりたいと思っています。

○高野委員 分かりました。いろいろな関わりの持ち方とかも含めて、今、着手されているということですね、よろしくをお願いいたします。

それで、今のお話に出たフリースクール等の把握とか連携というのは、今回が初の取組になるんですか。

○馬場学校指導課長 フリースクールというのでも様々な団体がありまして、それぞれ個々の特徴というものもございます。そういった所の一つ一つへ訪問を重ねて、どういった実態なのかということも、今後、調査していかなければならないということもあります。今、もう既に教育施策アドバイザーとしてお迎えしたカタリバの方に訪問していただいているところです。また、あわせて私どもの指導主事も一緒に訪問するというようなことも行っているところで、今は、まずは実態の把握に努めております。

○高野委員 分かりました。以前、私は本委員会でフリースクールの誘致という発言をさせてもらったことがあったと思うんですけど、そういった助成とか関係の持ち方ということも含めて、まずは実態調査の端緒に就いたということで、これからいろいろなことを研究されるということですね。うなずいていらっしゃるの、そのように理解いたしました。

あと、もう一点だけ確認させてください。教育センターに大学生等の有償ボランティアはいるのか、いないのかというのは分かりますでしょうか。

○關学校教育担当課長 教育支援センタートライルームに現在、有償の学生のボランティアという者はおりません。

○高野委員 承知しました。一つの考えとして、そういった方を含んでいくというのも有効なのではないかという意見も聴いたことがありますので、参考にさせていただければと思います。答弁は求めません。

○皆川委員長 ほかにございませんか。

○松岡委員 今の高野委員の質問で少し理解が進んだところがありました。今回、カタリバの方たちと連

携していただくということで、こちらの連携1と2に書かれてあることは全て本当に大事なところだと思っております、少しずつでも進めていけたら本当にいいなと思っているところです。

連携1のところのフリースクール等の連携強化について、多様な学び支援についての協議会（仮）の開催とありますが、こちらについて、先ほどはカタリバの方と、あと日本財団との協議会という話だったのかと思いましたが、そうではないのですか。では、こちらについて、内容を教えてください。

○馬場学校指導課長　こちらについては、あくまでも我々教育委員会の事業として考えているところです。ただ、その事業を実施していく上で、どのような実施方法がいいのかというところを、伴走支援ということでアドバイザー的に様々な知見を教えていただいているというような状況です。ですので、我々もそういった知見を色々教えていただきながら、どのような形が実行可能なのか、本当に様々な御意見や背景を持った団体等がたくさんありますので、全てを包括するという事はなかなか難しい部分もございますので、そういったところで全国の様々な知見を持っている両団体の御意見を参考にさせていただくというような理解でございます。

○松岡委員　分かりました。教育委員会の中の事業ということで、承知しました。これが本当に実効性の高いものといえますか、内容として具体的な施策や事業につながっていくといいなと本当に思っているところですので、よろしくお願いします。

あともう一点なんですけど、連携2のところの一番下、CS（コミュニティ・スクール）との連携と書いてありまして、こちらについても内容というか、今のところ考えていらっしゃる事があれば教えていただけたらと思います。

○關学校教育担当課長　サポート教室は各学校に設置しておりますので、各学校のコミュニティ・スクール協議会と学校が連携いたしまして、支援となる人材をコミュニティ・スクールの学校支援コーディネーター等が紹介するなどして、学校のサポート教室の充実を図っていくというように考えております。

○松岡委員　分かりました。コミュニティ・スクールからお手伝いしたい方だったり、サポート教室に入りたいというような方を紹介するという取組だということです。コミュニティ・スクールもいろいろな学校でレベルというか程度が本当に違って、すごく進んでいるところもあるかと思えば、まだ今年度から始まったということで、本当にちょっとずつどうしようかというところもあるかと思っておりますので、そういったところを、ぜひ、現場に落とし込んでというか、風通しをよくしていただいて、こういったことを、今の言っていた人材をサポート教室に入れていくみたいなことだったりを紹介してもらえたら本当にいいかなと思います。地域全体で不登校、学校に行かない子たちを支えるという仕組みは大事だと思いますので、よろしくお願いいたします。

○皆川委員長　ほかにございますか。

○星委員　不登校の人数もお示しいただきましたが、私は9年前から記録を取っているんですけども、9年前は小学生18人だったのが今は117人なので、やっぱり誰にとっても他人事ではない課題だなと思っております。

そうしたことでお聞きしたいのは、先ほどのTSU・NA・GUプランとの関係ですけども、TSU・NA・GUプランは令和7年度も継続中ということで、少し言われましたが、この関係性の整理をお願いいたします。

○馬場学校指導課長　TSU・NA・GUプランにつきましては、改めて学校と教育委員会が取組を共有することを目的として既に活用している児童・生徒を支援するためのガイドブック、これは国分寺市立学

校版というものがございまして、そこに掲載しているものでございます。各学校における不登校対策の取組の一層の充実を、これを基に図っているところでございます。こちらについても、これは資料にもお示ししているとおり、現在、認定NPO法人カタリバ及び公益財団法人日本財団の伴走支援を受けながら、今、本ガイドブックの改訂作業を進めている途中でございます。準備が整い次第、市ホームページへの掲載も考えておまして、時期が来ればというところで、まだ検討中でございますので、またさらにブラッシュアップして、よりよい形でお示しできることを考えているところでございます。

○星委員　ガイドブック化するというので、それで、今回のカタリバの連携1、連携2は、その中でも特に深掘りしていくものという認識でいいんですか、TSU・NA・GUプランの中で、というように理解しましたので、違っていたらまた答弁いただきたいと思うんですが。

それで、不登校政策ラボのホームページを見ましたけども、4つほど支援内容が提起されていて、国分寺市としてはその1つの、その部分だけ言えば学校内外の学びの場づくりの支援（学校内支援、教育センター、フリースクール等）とありますが、不登校政策ラボとの関係で言うと、4つの中の一つの支援策のフォローをお願いしたという認識でいいのですか。

○馬場学校指導課長　様々不登校政策ラボの考え、計画があるんですけども、全てを一度に進めていくというのはなかなか難しいことですので、まずは、順番に計画的にどれから最初に取りかかるかということも含めて一緒に考えながら、伴走支援いただきながら進めているところでございます。

また、先ほど御質問のありましたTSU・NA・GUプランが掲載されているガイドブックですけども、こちらはもう既にあるものでございます。ただ、それはあくまでも学校と一緒に教育委員会で共有しているものですので、これも含めて、今後、修正していくと、改訂していくというような状況でございます。

○星委員　ガイドブックの関係は分かりました。一般に公開はしていないけど、学校が持っているということですね。

不登校政策ラボは4つのプランを示されていて、そのうちのまず1つに取り組んでいくということをお示しいただいたということで、分かりました。その中でフリースクールの実態把握ということをお示しいただいたのですが、そうすると、ここにまず焦点を当てていくとなると、フリースクールに通っている中学生、小学生の人数というものをおおよそでも把握されているのかどうか、その辺だけお願いします。

○馬場学校指導課長　おおよその把握はしておりますが、こちらについては、保護者の方が許可をしないと、フリースクールのほうもなかなか情報提供していただけないというような様々な実態もございまして、こちらについては、今、一つ一つ、学校とフリースクールと実態把握を進めながら、こちらより正確な把握に努めていきたいなと思っているところでございます。

○星委員　国分寺市の子どもが誰が通っているのかと、そういうことも含めて実態を把握していくことをまずは取り組んでいくということで、分かりました。フリースクールのほうは、私どもの会派でも重視しておまして、様々主張させていただいておりますが、こうした報告書、一定の時期がたったときの内容の報告書というのは、どういったことを考えておられるのか、連携1、連携2、まずはそこですね、その辺りの今後のお考えをお願いしたいと思います。

○馬場学校指導課長　今回のこの連携協定の内容なんですけれども、まず、今は、内容も一緒につくり上げていく手探りの状態です。最終的にゴールをどういうような形で成果として考えていくのかということも、今、カタリバのほうと一緒に協議しながら進めているところでございますので、こちらについてもあと2年半、最終的なゴールに向けて、どのような形でゴールを目指していくのかということも含めて協

議中というところでございます。

- 星委員　これで最後にしますが、この出された資料は、幾分抽象的で、説明を受けないとちょっと分からない部分があったもので、説明いただく中で理解が進んでいったというところあがりますので、また途中経過も含めて本委員会に報告をお願いできればと思います。
- 鳥居委員　いじめ対策についてお聞きしたいと思います。重要な課題であると認識しております。まず、今回の調査ですけれども、調査された内容というのは、全てこちらに記載されているものでしょうか、一部の抜粋なのかということをお聞きしたいです。
- 關学校教育担当課長　こちらで報告している内容につきましては、あくまでも数字の報告とさせていただきます。ただ、担当課としましては内容をしっかり把握した上で、学校と共に対応しているような形となっております。
- 鳥居委員　ありがとうございます。一部の掲載ということですか。例えば、我々議員だったりとか、保護者の方だったりというのがほかの形で、ここに出てきているもの以外を把握することというのはできるのでしょうか、どのような内容が出てきているのかというのは。
- 關学校教育担当課長　個別の案件となってまいりますので、それはお伝えすることが難しいと捉えております。
- 鳥居委員　承知しました。出てきているものが全てということですか。分かりました。  
もう一点ですが、いじめが解決した後のフォローアップについてなんですけれども、解決したとした場合、一定期間を空けた後でまた同じ該当者に再度の確認とか、今のところはどうなっているのかという確認作業をしているかどうかをお聞きします。文部科学省から以前通知が出ておりました。「いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくない。そのときの指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと」という通知が出ておまして、その辺りを確認させてください。
- 關学校教育担当課長　今、委員がお話しいただいた内容に関しましても、今回、報告させていただいている内容は第1回の内容となっております。各学期に、まず1回ずつアンケート調査というものを必ず実施しております。こちらの年3回のアンケート調査に加え、日頃からの教員による児童・生徒の観察、また面談等を実施している学校もございますので、そういうところで継続して、再度、当該の加害また被害となる児童・生徒の関係性などを見るような形で、学級担任が中心となって取り組んでいるところとなっております。
- 鳥居委員　一度声を上げた児童というのが、二度、三度と同じ案件で声を上げるのがちょっと難しく感じる場合もありますので、年に3回やっているからといって、陰で継続していじめを受けている児童の声を必ずしもキャッチできるとは限らないのではないかと少し心配になったところです。なので、今後の検討とか、私もこの後、取り組んでいきたいと思っておりますけれども、仕組みとしてしっかりと、全ての解決した子どもたちにも一定期間を空けた後、必ず、もう一度確認を取るという作業、調査なりを考えていったほうがいいんじゃないかということなんですけれども、いかがでしょうか。
- 關学校教育担当課長　こちらの説明がちょっと至らなかった点があり、申し訳ありません。こちらの資料の2ページの左下の対応状況のところでございますように、こちらはあくまでも学校のほうが観察中という捉えとなっております。こちらの観察中ということに関しましては、一定の解決が図られたものの、それを継続して観察していかなければ、委員がおっしゃったような状況も考えられますので、学級担任と、

また学年のほうで一緒になって児童・生徒の見守り、観察を行っているところとなっております。

○鳥居委員 詳細にありがとうございます。最後に一点だけ、すみません、観察期間はどのぐらいで設定していますでしょうか。

○關学校教育担当課長 こちらはおおむね3か月としているところとなっております。

○鳥居委員 承知しました。3か月の期間を設けて観察していただいているということです。

以上です。

○皆川委員長 ほかに質問はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 ほかにないようですので、報告事項10番を終了いたします。



○皆川委員長 それでは、報告事項11番 **その他**ということでの報告をお願いいたします。

○石丸子子ども家庭部長 11月21日に閣議決定されました国の総合経済対策におきまして、ゼロ歳から高校3年生の年齢までの子どもたちに、1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当の支給が決定されました。これを踏まえまして、市におきましても、今後、しかるべき時期に必要な措置を行ってまいりますので御報告させていただきます。

○皆川委員長 本件についてはよろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 では、その他事項ということで、次の報告をお願いいたします。

○有賀図書館課長 恋ヶ窪図書館空調機更新修繕に係る休館について、口頭にて御報告いたします。資料はございません。

恋ヶ窪図書館の空調機器不具合につきましては、第3回定例会本委員会におきまして御報告しているところでございます。8月19日に空調機器が故障して以降、利用者の方々に御不便をおかけしているところでございますけれども、修繕工事のため、令和8年1月7日水曜日から16日金曜日まで休館することになりましたので御報告いたします。市民の皆様への周知につきましては市報、ホームページ、図書館内での掲示、その他で行ってまいります。

報告は以上でございます。

○皆川委員長 その他報告はこれで以上です。

委員の皆さんはよろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 それでは、以上で報告事項を終わります。

続いて、陳情の審査を行います。説明員の皆さんは以上となります。

ここで、委員会を暫時休憩いたします。

午後4時39分休憩

午後4時53分再開

○皆川委員長 それでは、休憩を閉じまして委員会を再開いたします。



○皆川委員長 まず、初めに、**陳情第7-3号 すべての中学生が温かい給食を食べられる仕組みの検討**

を求める陳情を議題といたします。

初めに、調査担当からの説明を求めます。

○鈴木議会事務局次長　それでは、陳情第7－3号、すべての中学生が温かい給食を食べられる仕組みの検討を求める陳情につきまして、調査報告書の御説明をいたします。

初めに、本陳情につきましては、追加の署名簿の提出がございましたので御報告いたします。まず、11月20日に182人分の提出がございまして、内訳といたしましては市内の方が109人、市外の方が73人となります。累計の人数といたしましては合計190人、内訳といたしましては市内が117人、市外が73人となっております。また、12月1日にも追加の署名の提出がございましたが、こちらにつきましては現在、内容を確認中でございます。人数が確定次第、本委員会に報告できればというところで考えてございます。

では、調査報告書のほうに戻りまして、資料の2ページをおめくりいただければと思います。調査項目につきましては、東京都内において、親子調理方式にて学校給食を提供している市の実施状況についてとなります。親子調理方式を導入している自治体につきましては、記載の5市となっております。導入している市につきましては、調理室や配膳室の面積、あるいは調理食数、配膳に要する時間や法的な問題について調査を行いまして、まとめたものがその次のページの実施状況一覧となります。内容につきましてはお読み取りいただければと思います。

調査報告書の説明は以上でございます。

○皆川委員長　調査担当からの説明が終わりました。それでは、審査に当たりまして、前回調査を求めました松岡委員もおりますが、意見等がありましたら挙手をお願いいたします。

○松岡委員　親子調理方式についての詳細な現状について、他市の様子について調査いただき、ありがとうございました。今回調査報告書を出していただいたということで、もう少し考えたいと思います。持ち帰らせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○皆川委員長　松岡委員から、調査に関しまして今日提出いただきましたが、さらに深く考えてみたいということで会派に持ち帰りたいという御意見がございました。

ほかに本件に関しまして御意見等はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長　それでは、ほかにないようですので、ただいま松岡委員から会派に持ち帰る旨の御発言がありました。したがって、陳情第7－3号について、継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○皆川委員長　御異議なしと認め、本件は継続審査とすることに決しました。



○皆川委員長　では、続きまして、**陳情第6－6号 避難行動要支援者の「個別避難計画」作成促進を求める陳情**を議題といたします。

これにつきましては、前回皆様から御発言いただき、田中委員は欠席されていたということで採決はしておりません。とはいえ、第4回定例会においては結論を出していこうということで合意が図られた陳情でもあります。それを前提に、御意見等がありましたら挙手にてお願いいたします。

○田中委員　本陳情に関しましては前にも発言させていただいたところなんですけれども、この避難行動要支援者の個別避難計画は、本当に事業者の方々や当事者の方々にとって大変重要なものであると考えております。その中で、行政のほうもハザードマップを基に政策の取組が進められているというところで、

陳情者の願意は満たされているのではないかという発言をさせていただきました。この陳情に関しては、そういった意味で審査終了が妥当ではないかと考えております。今回どうしても採決に当たるといふのであれば、そうした立場からも採択すべきものではないという立場で不採択が妥当ではないかと考えるところであります。

○皆川委員長 御意見いただきましてありがとうございます。

ほかの委員の方はいかがでしょうか。

○星委員 この陳情をめぐる様々意見交換もしてきまして、思いは変わらないと、各会派の思いは変わらないと考えております。この必要性については各委員一致しているというようにこの間の意見交換を含めて思っております。

ただ、私どもの会派のほうでは、より避難が困難な方の命を救うために進めていただきたいと、それは国分寺市も少しずつ進めておりますし、またテレビでもやっていたんですが、計画をつくっているけども内容の更新まではなかなか追いつかないと、そういった実態もあるので、進めていくには大変厳しいこともあると思うんですけども、様々な災害が想定される中で、より避難が困難な方の命を救う、このことを一歩ずつ進めていくためにも、私は議会として意思表示をすべきだと思っております。ですから、私どもとしては採択していきたいと考えております。

○皆川委員長 ほかに御意見等がありましたら。

○木島委員 本陳情についても、時間を本当にかけて丁寧に議論してきた課題だと思います。前厚生文教委員会のメンバーの御尽力にも、様々な調査も現メンバーにとっても非常に重要な資料というか、そういうように学ばせていただきましたし、敬意を表したいなと思うところです。

また、そういった意味で、私自身は以前にも一定自分の立場、考えは申し上げたところでもございまして、今日の段階でもその考えに変わりはないという状況でございます。その必要性については、陳情者の願いというか、そういう部分はとても重く受け止めるべき課題だろうと思っております。

そういった中で、行政側も、令和8年度、新年度には、先ほど田中委員からも触れていただきましたけれども、土砂災害警戒区域などを含めて約100名規模の個別避難計画について着手したいということで、この報告というのは、私はとても重い行政側の判断というか、ある意味では予算措置も含めた見解の表明であると受け止めています。一方で、当然行政側も、調査報告書の中にもありましたけれども約2,300人になる避難行動要支援者の個別避難計画の一斉の作成開始というのは困難であるということも、その判断の上で、今申し上げた約100名の方を対象にということで、まずは取組を進めたいということで表明があったところです。現実の上での登録情報の更新という課題はどうしても出てきます。また、個別避難計画以前の、避難行動要支援者の2,300人の管理の在り方も更新が必要ですし、いざ災害のときには登録されている方の安否確認、また避難所への支援ということで、様々な支援者の方がその対応に当たるといふことなんだと思うんですけども、一方で、支援者の人材不足なども今は懸念される一つだと思います。個別避難計画は、実際に対応に当たるかどうかは別ですけども、避難行動要支援者の安否確認という部分で言えば、民生・児童委員の方であり、あるいは消防団であったりと、皆様御存じのとおりそれぞれが今は欠員状態もあるということで、このことだけをもってかなり大変なのではないかと。個別避難計画というのは、より専門性の高い方がその対応に当たるといふ部分があると思うんですけども、これとて本当に順調に市が今、計画されているとおりに進むのかどうかというのは、実際に運用を、その取組を、作成の状況を確認していく必要があるのではないかなと思っております。思いとしてはとても重く受け止め、

願意に沿いたい部分も本当に心から思うところはあるんですけども、本市議会としても趣旨採択ができないという立場があります。そういった意味での行政活動のそういった部分での本当に責任が持てるのかどうかということも、議会議員として責任を持って判断しなければいけないという立場に鑑みて、私は本陳情については、残念でありますけども願意には沿えないというのが今日の段階での立場です。

○皆川委員長　ほかに御意見等はございますか。

○松岡委員　皆様からいろいろと御意見が表明されて、また採択、不採択のことについても触れていらっしゃるかと思いますが、今回の避難行動要支援者の個別避難計画の作成は、私もとても重要なものだと考えています。陳情の要旨としまして、とても理解ができるところです。行政としまして、これまでもいろいろと調査していただき、こちらにも感謝いたしたいと思います。一番最近に調査していただいた項目では、作成の対象案として限定した区域に居住する避難行動要支援者名簿登録者100名という記載がなされていまして、一歩進んでいるのだなと考えております。

しかしながら一方で、この陳情者の要旨によりますと、避難行動要支援者名簿を約2,000人分策定していますと、このような方たちの個別避難計画を進めてほしいという意図があると考えていますので、少し物足りないのかな、少し不足しているのかなというように考えているところです。今回、私も採決すべきだと考えているところです。

○皆川委員長　ほかにございますか。

○高野委員　私も採択すべきという立場で意見を述べさせていただくと、今回の個別避難計画は、確かに既に取り組みされているということは、一方で事実ではあるんですが、この計画策定を契機として福祉的に避難所とか防災体制を捉え直すという取組が進んできているということで、こうした陳情などの活動が行政を推し進める一つの大きな契機ともなっているのかなと捉えておりますので、ここは採択してしかるべきと考えております。

○皆川委員長　皆様から御意見等ということでした。

ここで、討論はございますかということにはなるんですが、討論というか、本日は意見表明という形で受け取ってよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○皆川委員長　ということで、討論なしということで進めさせていただきたいと思います。

これより本件を採決いたします。皆様の御意見が分かれていますので、挙手にて採決いたします。陳情第6-6号について、採択することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○皆川委員長　可否同数であります。よって、国分寺市議会委員会条例第14条第1項の規定により委員長が本件に対する可否を裁決いたします。

委員長といたしましては、本件、陳情第6-6号、避難行動要支援者の「個別避難計画」作成促進を求める陳情に関しまして、これまで本当に皆さんの御意見等がございましたが、私、委員長の立場といたしましては、採択と裁決いたしたいということであります。

◇

○皆川委員長　それでは、続きまして、**陳情第5-3号 小中学校に特化した食育の指針の策定を求める陳情**を議題といたします。

それでは、これも、審査に当たりまして御意見等のある方は挙手をお願いいたします。

○鳥居委員 食育に関する指針に関しては、陳情が出されてからこの間、調査が進んできました。小学校、中学校ともに指導計画にのっとり食育に関する指導に十分に取り組んでいる、取り組まれていると感じております。また、第3次国分寺市教育ビジョンにおいて、質の高い学校給食の充実と食育の推進ということで掲載がありまして、分かりやすい方法で見える化もされていると考えております。このような状態で新たに指針を作成する政策的意義というところはちょっと見いだせないというところで考えております。ただ、この調査が進んでまいりまして、かなり議論も深まってまいりましたので、この定例会で採決をするという方向でいいのではと考えております。

○皆川委員長 ありがとうございます。本陳情も先ほどの陳情と同じように今回で結論を出そうということで継続になったわけですが、ほかに御意見等ある方はお願いいたします。よろしいですか。

○星委員 今、鳥居委員からありましたが、私も、令和5年からやっていますから採決がよろしいと思います。

その上で、意見を言ってもよろしいですか。1番は、第3回定例会のときに中学校給食の在り方に関する報告書が出されました。このときに、学校給食の意義として、一文を取れば、栄養補給という食べるだけではなくて、食も選択する力を身につけると、こういった市のほうからの報告書もありました。こうしたことのある中で、食育の指針というのは大変重要であると思いましたが、国分寺市はこういったものをつくる能力というか、その基盤を持っているなど思いました。スピード感を持って来年4月から温かい中学校給食が始まりますので、この新たな大きな前進をするときに食育の指針というのも考えていくべきだろうと思いますので、私としましては採択すべきものと考えているところであります。

○皆川委員長 ほかに御意見はありますか。

○木島委員 大分議論も重ねてきた、これについても、先ほどの陳情よりさらに前ですよね。ということ、本当に長きにわたって審査を継続してきたものですので、結論を出すという段階にもう入っているということには私も賛同するところでございます。基本的には、私たち、私も含め公明党としても以前から食育の重要性については改めて申し上げるまでもなく、これまでも大変重要な課題であるという認識の下、議会でも取り組んできたところでございます。

そういった中で、本陳情なんですけれども、これについてもこの間の市の積み重ねてこられた経過、また努力、こういったものも審査の過程の中で様々確認させていただくことができました。新たに今回策定されている国分寺市教育ビジョンにおいても、これまでの、特に食育に対する姿勢がかなり明確に位置づけられたなど私自身は評価しているところです。これまでの取組、現状の分析、また現在の課題、そして今後の目指す姿、そして具体的取組というところで、全てこの食育ということが必ず柱として出ている、触れられているということで、市がどれだけ食育について重きを置いているかということが本当に確認できる構成になっています。

したがって、本陳情については、市としてかなりそういった部分での取組がなされてきているということもあり、私自身としてはなかなか陳情については願意に沿えないと、今日の段階ではそういう立場であるということをお伝えさせていただければと思います。

○皆川委員長 ほかに御意見等はございませんか。

○松岡委員 私も今回採決するという事に賛同いたします。今回は食育の指針の策定を求めているという陳情ではありますが、現在、国分寺市健康増進計画の中において、食育に関する部分として「市では市民の健康を支える食育に関する施策を多角的に推進していきます」とあり、7歳から15歳の学齢期についても文

言が書かれてはいますが二、三行にとどまっています、具体的な記載はないというところです。しかしながら、食育基本法などの創立からの観点も見るところと、食育に関する重要性も大変高いと考えますので、こちらの陳情者の方の陳情の要旨には賛同するところであります。

以上です。

○皆川委員長　ほかに御意見等はございませんか。

○高野委員　私も結論を採択するということで賛成しております。大分長くいろいろな検討をしてきたわけでありますけれども、改めてこの陳情を見たときに、給食のアンケートなどで食べる時間、給食時間などの指摘など、様々な角度で食育、給食を改善していこうという、そういった市民からの声でありまして、これに対しては食育に特化した計画というところが恐らく一番の趣旨であると思うので、そういった意味で市も大きく動き出しております、今後、給食に関しても大きな改革が行われる方向性なのかなと思っておりますので、そうした意味でも今回、陳情採択をするという結論を出してしかるべきと考えます。

○皆川委員長　皆様から様々な御意見をいただきました。ほかに御意見はありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長　なければ、意見ということでは終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長　討論なしと認めます。

では、これより、本件を採決すべきということで採決いたします。皆様の御意見が分かれておりますので、挙手にて採決いたします。陳情第5-3号について、採択することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○皆川委員長　可否同数であります。よって、国分寺市議会委員会条例第14条第1項の規定により委員長が本件に対する可否を裁決いたします。

委員長は、陳情第5-3号、小中学校に特化した食育の指針の策定を求める陳情につきましては採択と裁決いたします。

以上で、本日の厚生文教委員会を終了いたします。皆様、どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

午後5時22分閉会